
小平市教育委員会事務の点検及び評価

— 令和3年度分 —

報 告 書

令和4年9月
小平市教育委員会

目次

I	点検・評価の概要	1
II	点検・評価の対象事業	2
III	点検・評価の結果	4
1	基本的施策 1 確かな学力の向上	4
No.1	学習補助員制度の創設による支援体制の再構築	5
2	小学校プログラミング教育の推進	5
3	I C T支援員の配置	6
4	小学校へのA L Tの配置	6
5	中学校放課後学習教室の実施	7
6	第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	7
54	G I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備 教育委員会が特に重要と認める事業	8
2	基本的施策 2 健やかな体の育成	9
No.7	「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用	9
8	「楽しみながら運動プログラム」の実践	10
9	小学校給食調理業務委託の実施	10
10	食物アレルギー対応力の向上	11
11	オリンピック・パラリンピック教育の推進	11
12	児童・生徒の生活習慣病予防健診の充実	12
3	基本的施策 3 豊かな心の育成	13
No.13	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進	13
14	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	14
15	人権教育の推進	15
16	就学支援委員会の開催	15
17	就学相談業務の体制強化	16
4	基本的施策 4 自立心の養成	17
No.18	小・中学校におけるキャリア教育の推進	17
19	実践的な訓練の実施	17
5	基本的施策 5 共生と地域・社会貢献意識の醸成	19
No.20	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進	19

6	基本的施策 6 教員の資質向上	20
	No.21 服務事故再発防止の取組の実施	20
	22 体験型地域理解研修の実施	21
	23 学校における働き方改革	21
	24 学校における労働安全衛生体制の整備	22
7	基本的施策 7 学校の経営力向上	23
	No.25 コミュニティ・スクールの推進	23
	26 部活動外部指導員の配置	24
	27 部活動指導員の配置	24
8	基本的施策 8 家庭教育への支援	25
	No.28 家庭教育に関する講座の実施	25
9	基本的施策 9 地域教育の充実	26
	No.29 小平地域教育サポート・ネット事業の推進	26
	30 小学校放課後子ども教室の推進	27
10	基本的施策 10 教育環境の整備	28
	No.31 学校大規模改造工事の実施	28
	32 八小増築工事の実施	29
	33 花小金井南中学校旧体育館解体及び跡地利用等整備工事の実施	29
	34 学校トイレ改修	30
	35 E S C O事業による照明のL E D化	30
	36 学校施設整備のあり方の検討	31
	53 学校体育館冷暖房設備設置 教育委員会が特に重要と認める事業	31
11	基本的施策 11 生涯学習の推進	32
	No.37 公民館事業企画委員会の円滑な運営	32
	38 地域と連携したジュニア向け講座の実施	33
	39 地域の人材を活かした講座の実施	34
	40 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした各種講座の実施	34
	41 公民館施設のあり方の検討	35
12	基本的施策 12 図書館の充実	37
	No.42 なかまちテラスティーンズ委員会の開催	37
	43 ブックスタートの実施	38
	44 学校図書館への支援	38
	45 図書館のあり方の検討	39
13	基本的施策 13 生涯スポーツの推進	40
	No.46 スポーツボランティアの発掘・育成事業の実施（市長部局）	40

47	東京 2020 オリンピック・パラリンピックの成功に向けた事業の実施 (市長部局)	41
14	基本的施策 14 郷土愛と後継者の育成	42
No.48	平櫛田中彫刻美術館の活性化 (市長部局)	42
49	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進 (市長部局)	42
50	海岸寺山門の修繕 (市長部局)	44
15	基本的施策 15 多様な主体との連携と施設のあり方の検討	45
No.51	学校給食センターの建替え	45
16	その他事業	46
No.52	(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定 教育委員会が特に重要と認める事業	46
IV	学識経験者からの意見.....	47
V	資料編.....	52
	《資料 1》小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針	
	《資料 2》小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施に関する要綱	
	《資料 3》小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価に関する有識者設置要綱	

I 点検・評価の概要

1 実施の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第26条において、教育委員会はその権限に属する事務について毎年自ら点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することが義務づけられています。

小平市教育委員会では、点検・評価を実施するに当たって、その意義を次のように定めました。

- 毎年度、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施の方法

(1) 点検・評価の対象

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、小平市教育振興基本計画に定める基本的施策の達成のため、毎年度策定する年次計画に掲げた51事業と、その他教育委員会が特に重要と認める3事業を選定し、合わせて54事業を点検・評価の対象といたしました。

(2) 自己点検・評価

(1)の事業について、教育委員会内の所管課（館）が、所定の様式により、自ら点検・評価を行いました。（Ⅲに掲載）

様式には、事業概要、取組内容、自己評価、今後の方向の項目を設け、事業の目的・対象を端的に記述するとともに、基事業の成果と活動内容をできる限り数値で表すことによって、わかりやすい表現に努めました。

なお、平成27年度の組織改正により、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局に移管又は補助執行いたしましたが、小平市教育振興基本計画の方向性に沿い、目標の実現に寄与する事業については、引き続き点検・評価の対象とするため、該当する事業については、市長部局の文化スポーツ課及びスポーツ振興担当課長が点検・評価を行いました。

(3) 学識経験者の知見の活用

地方教育行政法第26条第2項では、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

教育委員会では、昨年度と同様、2人の学識経験者に、自己点検・評価の結果等を説明し、質疑応答を重ねたうえで、ご意見・評価をいただきました。（Ⅳに掲載）

II 点検・評価の対象事業

1 「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」に定める主な取組

No.	事業名	基本的施策
1	学習補助員制度の創設による支援体制の再構築	1 確かな学力の向上
2	小学校プログラミング教育の推進	
3	ICT支援員の配置	
4	小学校へのALTの配置	
5	中学校放課後学習教室の実施	
6	第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	
7	「こだいら一斉体カテスト週間」の実施と結果の活用	2 健やかな体の育成
8	「楽しみながら運動プログラム」の実践	
9	小学校給食調理業務委託の実施	
10	食物アレルギー対応力の向上	
11	オリンピック・パラリンピック教育の推進	
12	児童・生徒の生活習慣病予防健診の充実	
13	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進	3 豊かな心の育成
14	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	
15	人権教育の推進	
16	就学支援委員会の開催	
17	就学相談業務の体制強化	
18	小・中学校におけるキャリア教育の推進	4 自立心の養成
19	実践的な訓練の実施	
20	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進	5 共生と地域・社会貢献意識の醸成
21	サービス事故再発防止の取組の実施	6 教員の資質向上
22	体験型地域理解研修の実施	
23	学校における働き方改革	
24	学校における労働安全衛生体制の整備	
25	コミュニティ・スクールの推進	
26	部活動指導員の配置	7 学校の経営力向上
27	部活動外部指導員の配置	
28	家庭教育に関する講座の実施	
29	小平地域教育サポート・ネット事業の推進	9 地域教育の充実
30	小学校放課後子ども教室の推進	
31	学校大規模改造工事の実施	10 教育環境の整備
32	八小増築工事の実施	
33	花小金井南中学校旧体育館解体及び跡地利用等整備工事の実施	
34	学校トイレ改修	

No.	事業名	基本的施策
35	ESCO事業による照明のLED化	10 教育環境の整備
36	学校施設整備のあり方の検討	
37	公民館事業企画委員会の円滑な運営	11 生涯学習の推進
38	地域と連携したジュニア向け講座の実施	
39	地域の人材を活かした講座の実施	
40	東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした各種講座の実施	
41	公民館施設のあり方の検討	
42	なかまちテラスティーンズ委員会の開催	12 図書館の充実
43	ブックスタートの実施	
44	学校図書館への支援	
45	図書館のあり方の検討	
46	スポーツボランティアの発掘・育成事業の実施	13 生涯スポーツの推進
47	東京 2020 オリンピック・パラリンピックの成功に向けた事業の実施	
48	平櫛田中彫刻美術館の活性化	14 郷土愛と後継者の育成
49	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進	
50	海岸寺山門の修繕(市長部局)	
51	学校給食センターの建替え	15 多様な主体との連携と施設のあり方の検討

2 教育委員会が特に重要であると認める事業

No.	事業名	基本的施策
52	(仮称)第二次小平市教育振興基本計画策定	—
53	学校体育館冷暖房設備設置	10 教育環境の整備
54	GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備	1 確かな学力の向上

Ⅲ 点検・評価の結果

1 基本的施策 1 確かな学力の向上

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・改訂された学習指導要領においては、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

小平市では、児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを目指しています。

また、各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。

・GIGAスクール構想の実現に向け、児童・生徒1人1台端末及び校内ネットワーク環境が整備されたことを受け、これを積極的に活用した情報教育の推進が求められています。

学習者用端末を用いた教育活動により、個別最適化された学びの実現、感染症の拡大や災害時における学びの継続等、全ての子どもの学びの保障を行うことが求められています。

・「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との連携に力を入れていきます。調べ学習支援をより充実させるため、図書館の情報拠点としての機能強化が求められています。

令和3年度の主な取組

No.1 学習補助員制度の創設による支援体制の再構築

No.2 小学校プログラミング教育の推進

No.3 ICT支援員の配置

No.4 小学校へのALTの配置

No.5 中学校放課後学習教室の実施

No.6 第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施

No.54 GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備（教育委員会が特に重要であると認める事業）

成果指標

	成果指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	全国学力・学習状況調査平均正答率 (小学校・国語) (%)	小平市	65	—	67
		全国	63.8		64.7
②	全国学力・学習状況調査平均正答率 (小学校・算数) (%)	小平市	71	—	74
		全国	66.6		70.2
③	全国学力・学習状況調査平均正答率 (中学校・国語) (%)	小平市	76	—	70
		全国	72.8		64.6
④	全国学力・学習状況調査平均正答率 (中学校・数学) (%)	小平市	63	—	63
		全国	59.8		57.2

主な取組の内容・実績・今後の方向					
事業の内容	No. 1 学習補助員制度の創設による支援体制の再構築			指導課	
	【開始年度】 令和3年度	【目的】 学校ごとのニーズに沿った柔軟で広範な人材の配置を行い、教育活動の充実を図る。	【対象】 小平市立小・中学校に在籍する児童・生徒		
	【事業概要】 児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を配置する。各学校の教育活動の支援を行うほか、一人一人の特性に応じて学習活動のサポートを行う。				
	【令和3年度の具体的取組内容】 学習補助員は学校管理職の指示を受け、担任の教諭等と連携しながら、学習活動の支援や安全確保の支援を行った。 ①配置 小・中学校全校の通常の授業時及び宿泊学習等に学習補助員を配置した。 肢体不自由の児童・生徒へは個別に週5日、学習補助員を配置した。 ②研修 学習補助員の資質向上のための研修会を3回開催した。				
	【活動指標】 配置した学習補助員の総勤務時間数（時間）	R1年度 —	R2年度 —	R3年度 87,633	
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 学習補助員を各学校に配置することで、特別な支援を必要とする児童・生徒へよりきめ細やかな対応ができるようになった。 宿泊学習等へ学習補助員を配置することで、児童・生徒の身辺介助、安全管理を図ることができた。				
今後の方向	補助金を活用しつつ、学習補助員の配置時間の拡充に努めていく。				
事業の内容	No. 2 小学校プログラミング教育の推進			指導課	
	【開始年度】 令和2年度	【目的】 小学校学習指導要領（平成29年告示）の施行により必修となるプログラミング教育を小学校全校が確実に実施する。	【対象】 市立小学校の児童		
	【事業概要】 小学校学習指導要領（平成29年告示）の施行により必修となるプログラミング教育を実施するために、児童の発達に応じた取組内容を検討し、必要となる教材を各校に配備する。				
	【令和3年度の具体的取組内容】 小学校第3学年または第4学年の総合的な学習の時間、第5学年の算数科（単元：「多角形と円をくわしく調べよう」）、第6学年の理科（単元：「私たちの生活と電気」）において、小学校全校がプログラミング教育に取り組むとともに、年間指導計画に位置付けることとする。また、令和2年度に配備した第6学年の理科「私たちの生活と電気」の授業で使用する教材（プログル6年理科電気キット）の活用方法を習得するための研修会を実施した。				
	【活動指標】 プログラミング教育研修会（回）	R1年度 —	R2年度 1	R3年度 1	
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 小学校全体が、小学校学習指導要領（平成29年告示）に掲げられた「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動」に取り組むことができた。 また、プログラミング教育研修会により、プログラミング教育を推進するための教員の養成を行い、市全体のプログラミング教育の水準の向上につながった。				
今後の方向	プログラミング教育を通じた児童の情報活用能力の育成に向け、引き続き、教員研修をはじめとした必要な支援を行っていく。				

No. 3	I C T支援員の配置			指導課
事業の内容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 G I G Aスクール構想の実現に向け整備した I C T環境を有効活用し、教育の質の向上を図る。	【対象】 市立学校の教員	
	【事業概要】 学校からの要望に基づき、I C T支援員2名が各学校を訪問する。各学校において、G I G Aスクール構想の実現により新たに発生した I C Tに係る業務（機器操作の習得や I C Tを活用した授業改善方法の構築、機器の設置準備等）の支援を行う。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 各学校に各学期1回程度訪問し、以下の業務により学校を支援した。 ・小・中学校における I C T機器を用いた授業の支援・準備・相談 ・小・中学校における I C T機器の保守・点検・設定・調整業務 ・教員等研修内容の企画立案、資料作成及び研修の実施 ・各種マニュアル作成等			
	【活動指標】 I C T支援員が支援した学校数（校）	R 1年度	R 2年度	R 3年度 27
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 令和3年度はG I G Aスクール構想の運用初年度であったが、学校の求めに応じて適時に支援が受けられる体制となっており、学校における I C Tに係る業務負担軽減及び授業等の学習活動における I C Tの有効活用につなげることができた。			
今後の方向	教員の I C T利活用能力の育成に向け、引き続き、I C T支援員による専門的な支援を行っていく。			
No. 4	小学校へのA L Tの配置			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成30年度	【目的】 小学校へA L Tを配置し、児童が実生活に近い発音や会話に多く触れることによる英語の授業の質の向上を図る。	【対象】 市立小学校の児童	
	【事業概要】 小学校へA L Tを配置し、「聞く、話す」ことを重視した英語の運用能力を高めるとともに、A L Tと日常的に接する中で、異文化に対する理解を深めるなど、英語の授業の質の向上を図る。 ※ALT…Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略			
	【令和3年度の具体的取組内容】 小学校3・4年生に対し11時間、小学校5・6年生に対し31時間を目標に、それぞれA L Tを配置した。授業においてA L Tは、学習指導要領を踏まえて「Let's Try!」や採択している教科書等を活用した指導計画に沿って、外国語会話の実演等の授業補助を行った。			
	【活動指標】 小学校5・6年生の平均配置時間（時間）	R 1年度 29.34	R 2年度 24.72	R 3年度 30.69
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 小学校3・4年生については、平均配置時間が14.67時間であり、配置目標である11時間を上回る配置が達成できている。一方、小学校5・6年生については、平均配置時間が30.69時間であり、配置目標である31時間をわずかに下回る配置となっている。また、委託業者との定期的な情報共有においては、学校からの意見を踏まえ、現在の学習指導要領に沿った内容の授業が実施されているかを確認することとしており、総合的に見て、授業の質の向上が図られている。			
今後の方向	令和3年度と同程度のA L Tの配置時間を確保する。			

事業の内容	No.5 中学校放課後学習教室の実施		地域学習支援課		
	【開始年度】 平成26年度	【目的】 学習内容の補充を目的に、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を行う。	【対象】 市立中学校の生徒		
	【事業概要】 地域と学校の連携・協働による地域学校協働活動の一環として、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施する。				
	【令和3年度の具体的取組内容】 コーディネーターが学校と協議しながら、講師役となる人材の調整を行い、放課後や週末、長期休業期間中に、地域の方や教員OB、大学生などを講師役として、教科の補習や定期考査、検定対策などの学習支援を実施した。				
事業の価値	【活動指標】 実施回数（回）		R1年度 585	R2年度 215	R3年度 262
	【今後の方向】 市立中学校全校区で、安定的・効果的な取組などを相互に取り入れることができるよう、研修会や情報交換等を実施し、回数等の充実を図る。				
事業の内容	No.6 第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施		図書館		
	【開始年度】 令和2年度	【目的】 子ども読書活動を推進する。	【対象】 子ども（0～18歳）		
	【事業概要】 図書館を中心とした、子どもの教育や育成に携わる関係各課が、それぞれの分野で子どもの読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実を図る。 図書館においては、幼い時期に読書習慣が身につくような施策に取り組み、学校図書館との連携・協力体制の充実を図るとともに、小学生・中学生・高校生に対し、図書館を利用し、本に興味関心を持つよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に努める。				
	【令和3年度の具体的取組内容】 ＜未就学児および就学児への取り組み＞ ・新型コロナウイルス感染症の影響で長時間の外出に不安を抱えていると考えられる0～3歳の子どもがいる子育て世代に対して、図書館職員が選んだ育児書や絵本、わらべ歌のリストなどをセットにして貸し出す「本で子育ておうえんセット」を実施した。 ・読書意欲を促す取り組みとして、こだいら子ども読書月間に「読書ノート」を配付し、読んだ本の中からおすすめを紹介する「おすすめカード」を提出した児童には、職員手作りの「おはなしカード」や「本の帯（おすすめに書かれた内容を元に職員が作成）」をプレゼントする企画を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症対策を講じ、11月からおはなし会を再開した。 ・わくわくするお楽しみ感や、新たな本との出会いを生む「おはなしセット」の貸出をした。 ・図書館や本への興味を生むための取り組みとして、「こだいらとしょかん子ども新聞」を発行した。また、図書館ホームページからも見られるようにした。 ・来館しなくても参加できる企画として、科学や科学の本への興味を深める機会の提供を目的としたオンラインイベント「かがくあそび」シリーズを実施した。 ＜高校生への取り組み＞ ・科学の魅力について多様な視点から知る機会を提供するため、ティーンズコーナーで「科学道100冊」の展示を行った。				
事業の価値	【活動指標】 おはなし会・絵本のへや開催回数（回）		R1年度 395	R2年度 3	R3年度 44

事業の 評価	<p>【具体的内容の自己評価】 感染症対策を講じた上でおはなし会や行事を再開することができた。 また、科学や本への興味、読書の意欲を持ってもらうことが出来るような企画を実施することができた。 コロナ禍における図書館サービスとして、短時間で図書館の本を利用してもらいやすくするためのセット貸し出しの試みや、来館しなくても参加できるオンラインイベントの実施が定着してきた。</p>			
今後の 方向	<p>第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づき、関係各課と連携しながらサービス内容を工夫し、継続的に実施していくことで充実を図る。</p>			
No.54	G I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備			学務課
事業の 内容	<p>【開始年度】 令和2年度</p>	<p>【目的】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、一人1台の端末を配備し、環境の整備を行う。</p>	<p>【対象】 市立小・中学校の児童・生徒</p>	
	<p>【事業概要】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、一人1台の端末を配備し、校内ネットワーク等の環境整備を行う。</p>			
	<p>【令和3年度の具体的取組内容】 児童・生徒数の増加に伴う無線アクセスポイントの増設等を行った。 また、令和4年度からの学習者用端末持ち帰りに伴う家庭でのオンライン学習のために、通信機器整備支援としてモバイルルータ800台を購入した。</p>			
	<p>【活動指標】 端末配備及びネットワーク整備校数（校）</p>	R1年度	R2年度	R3年度
			27	27
事業の 評価	<p>【具体的内容の自己評価】 文部科学省が提唱する子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、持続的に実現させるための環境を整備することができた。</p>			
今後の 方向	<p>G I G Aスクール構想の実現に向けた一人1台端末のさらなる活用のために、安全・安心なシステム環境の構築、児童・生徒数の増加に合わせた機器やネットワーク環境の整備・保守・維持管理を行う。</p>			

2 基本的施策2 健やかな体の育成

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

- ・これまでの取組により、東京都統一体力テストにおいて、児童・生徒の体力の伸びが見られます。また、各校で創意工夫のある体力向上に向けての取組や、小・中が連携した体力向上の取組を行っています。今後は運動意欲の向上と運動の日常化を目指し、楽しみながら体を動かすことを通して、体力を向上させていくことが課題です。
- ・7月から東京で開催される東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、身体活動への興味・関心を高めることで、心身ともに健全な児童・生徒を育成していくことが重要となります。
- ・安全・安心で充実した給食の提供とともに、食育の推進、食物アレルギーへの適切な対応、衛生管理の徹底等学校給食をめぐる様々な課題への対応が求められています。

主な取組

- No.7 「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用
- No.8 「楽しみながら運動プログラム」の実践
- No.9 小学校給食調理業務委託の実施
- No.10 食物アレルギー対応力の向上
- No.11 オリンピック・パラリンピック教育の推進
- No.12 児童・生徒の生活習慣病予防健診の充実

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(質問紙)「中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思いますか」に肯定的な回答をした割合(%)	—	—	男 84.3 女 81.3

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.7	「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成25年度	【目的】 市内全校において体力向上への意識を高めるとともに、各学校の体力テストの結果に基づき、体力向上に向けた取組を実施する。	【対象】 市立小・中学校	
	【事業概要】 東京都教育委員会が『アクティブプラン to 2020』—総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)—に基づき、都内公立学校の全児童・生徒を対象として「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査(東京都統一体力テスト)」を実施している。 これを受け、小平市では、6月の第1週に「こだいら一斉体力テスト週間」を実施し、各学校において、実施結果を基に、子どもたち自らが課題を見つけ、体力向上への意識を高めるとともに、結果に基づいた一校一取組や小・中学校9年間を通じた指導方法の改善を図る。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 令和3年度は、5月31日(月)から6月4日(金)までの5日間を、「こだいら一斉体力テスト週間」として設定した。 小・中連携教育の取組の一つである「体力アップチャレンジ」プログラムの一環として、児童・生徒が個人データを小平市独自の「児童・生徒体力テスト記録個票」に継続的に記録する。自らの記録内容を確認しながら、意欲的に体力向上を図ろうとする意欲を高めるとともに、個に応じた体力向上への指導を行い、家庭への健康の増進に関する啓発を行った。			
	【活動指標】 一斉体力テスト週間実施校(校)	R1年度 27	R2年度 0	R3年度 27
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 全ての学校において、実施計画に基づき、感染症対策、熱中症対策を講じた上で、児童・生徒の状況に合わせて適正に実施されていた。			

今後の方向	各学校が、令和3年度の国、都、市及び自校の結果の比較を基にして、来年度に向けた数値目標を定め、目標達成のための取組を工夫するよう市内全校に働きかける。			
No.8	「楽しみながら運動プログラム」の実践			指導課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成25年度	実施による児童・生徒の運動習慣の定着と意欲の向上を図る。	市立小・中学校	
	【事業概要】 昔遊び、体づくり運動、集団でのボール運動等を、学校での教育活動及び朝の時間、休み時間、放課後・家庭において、児童・生徒が進んで体を動かそうと興味・関心をもって取り組むことができる運動プログラムを、地域の協力を得て開発し、運動習慣の定着を図る。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 各校において、リーフレットを参考に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から運動内容を精選して実施するとともに、個々でも楽しめる運動遊びを実施した。			
事業の価	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
	一校一取組実施校（校）	27	27	27
今後の方向	【具体的内容の自己評価】 各校の取組内容を集約し、情報提供を行うことで、今後の取組の一層の充実を図ることができた。			
今後の方向	全ての学校が、感染症対策を講じながら児童・生徒の実態に応じた多様なプログラムを実施できるように、各学校の特色ある取組について継続して情報提供することで、本プログラムの定着を目指す。			
No.9	小学校給食調理業務委託の実施			学務課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成24年度	定年退職等による給食調理員の減員に合わせて、民間委託を進めることで、給食の質を維持し、安全・安心で安定した給食を提供する。	市立小学校	
	【事業概要】 平成23年8月に策定した「小平市立小学校給食の基本方針」に基づき、自校方式による小学校給食の調理業務を段階的に委託化する。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 小平第十三小学校の調理業務を委託化し、全19校のうち12校の委託化が完了した。 事業者の選定にあたっては、給食業務の課題等について提案させ、給食の質を確保するために、価格と品質を総合的に評価するプロポーザル方式を採用した。			
事業の価	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
	累計委託校（校）	10	11	12
今後の方向	【具体的内容の自己評価】 給食調理業務の委託化にあたっては、事前に学校ごとに説明会を開催し、十分に説明することで保護者の理解を得るよう努めてきた。 また、委託後には、保護者や児童の声を給食に反映させる仕組みとして各学校において給食運営委員会（保護者、学校、委託事業者、教育委員会により構成）を定期的に開催し、よりよい給食運営となるよう取り組んでいる。			
今後の方向	委託実施校における日常の給食運営状況や、給食運営委員会での意見などから、これまでの委託事業の実施状況が良好であったと判断し、引き続き調理業務委託化を進めていく。令和5年度には、小平第三小学校及び小平第七小学校の調理業務を委託化する。 令和6年度以降については、調理員の退職状況、児童数の推移を見ながら検討する。			

No.10	食物アレルギー対応力の向上			学務課
事業の内容	【開始年度】 平成 26 年度	【目的】 市立小・中学校における食物アレルギーについての知識の向上と対応の徹底を図る。	【対象】 市立小・中学校の教職員	
	【事業概要】 平成 24 年 12 月に都内の公立小学校で起きた食物アレルギーによる死亡事故を受け、本市においては、より統一的食物アレルギー対応をするため、平成 26 年 3 月に「小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針」（以下、対応方針）を、令和 3 年 4 月に「小平市立小学校における食物アレルギー対応マニュアル」（以下、対応マニュアル）を作成し、学校関係者のアレルギーに関するさらなる知識の向上と共通認識を図るため食物アレルギー研修を実施する。			
	【令和 3 年度の具体的取組内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー疾患対応研修会（都主催）への参加 養護教諭及びアドレナリン自己注射薬を携行する児童・生徒の学級担任教諭等が研修を受講した。 56 人受講。 ・食物アレルギーに関する校内研修を各小・中学校で実施。 ・対応方針及び対応マニュアルに基づき給食のアレルギー対応を行った。 			
	【活動指標】 都主催研修会等参加者数（人）	R 1 年度 46	R 2 年度 52	R 3 年度 56
	事業の評価	【具体的内容の自己評価】 学校における食物アレルギー対応について、研修受講者の理解を深めることができた。小学校においては、対応方針及び対応マニュアルに沿った運用を行うことで、より一層児童の安全確保ができるようになった。		
今後の方向	東京都においてもアレルギー疾患対応研修に力を入れて取り組んでおり、アレルギー疾患をもつ児童・生徒の学級担任教員等に受講を促していく。食物アレルギー対応は児童・生徒の命に関わることであり、今後も引き続き教職員への研修実施を継続していく。 対応マニュアルの運用について、各学校教職員に周知徹底するとともに、必要に応じて修正する。 また、学校給食センターの建て替えを機に、中学校におけるアレルギー対応食の提供に向けたマニュアルを作成する。			
No.11	オリンピック・パラリンピック教育の推進			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成 26 年度	【目的】 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を重要な機会と捉え、児童・生徒の心身の成長につながる取組を推進する。	【対象】 市立小・中学校	
	【事業概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の目標達成を目指し、各教科等の学習内容・活動とオリンピックやパラリンピックを関連付け、「4つのテーマ（オリパラ精神、スポーツ、文化、環境）」と「4つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）」から取組みを展開する。 ・「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の重点的に育成すべき 5 つの資質を育成する。 			
	【令和 3 年度の具体的取組内容】 各校の取組事例 <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックやパラリンピアンによる実演及び講演、ボッチャ競技体験（スポーツ志向の普及・拡大） ・車椅子バスケットボール体験、点字体験、ガイドヘルプ体験（障害者理解） ・切り絵体験、紙すき体験、落語公演（日本人としての自覚と誇り） ・校内及び地域の清掃活動、美化活動（ボランティアマインドの醸成） ・ヒマラヤの子どもたちについての講演会、民族楽器、馬頭琴の演奏会（豊かな国際感覚） 			

	【活動指標】	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
	オリンピック・パラリンピック教育推進実施校数（校）	27	27	27
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒がオリンピック・パラリンピック競技を体験することで、魅力や運動することのよさについて実感し、さらにその中で相手を思いやる心やフェアプレー精神などについても学ぶ機会を提供できた。 ・地域の美化活動やリサイクル活動等のボランティア活動から、地球環境を守ることへの意識が芽生え、SDGsの各取り組みについても興味・関心が高まった。 ・日本の伝統的な作法等を知ること、日本人としての自分を高めようという気持ちを高揚できた。 ・いろいろな国の文化や特徴を学ぶことで、自国の文化以外を理解する力を身に付けさせることができた。 			
今後の 方向	令和4年度以降は、各学校が設定した「学校2020レガシー」に基づき、オリンピック・パラリンピック教育理解促進のための講師を招聘する取組を通して、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」等の育成を目指し、大会後も長く続く教育活動として継続・発展させていく。			
No.12	児童・生徒の生活習慣病予防健診の充実			学務課
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	昭和60年度	児童・生徒の生活習慣を改善し、生活習慣病を予防する。	肥満度30%以上の市立小学校の1年生・4年生児童及び中学校2年生生徒	
	【事業概要】			
	市内指定の医療機関で生活習慣病予防健診を実施するとともに、学校において生活習慣見直しのためのフォローアップを行う。			
【令和3年度の具体的取組内容】				
受診機会の確保のため、令和3年度に実施方法を変更し、年1回の集合型方式から市指定の医療機関において一定期間内に受診する個別方式として実施した。				
健診実施後、健診結果に基づき学校で養護教諭及び栄養士によるフォローアップを実施した。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。				
	【活動指標】	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
	生活習慣病予防健診受診率（%）	29.9	—	44.5
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 健診を個別方式にしたことにより、受診率が向上した。 集合型方式の場合は健診結果を後日保護者へ文書で通知するのみであったが、個別方式にしたことにより、児童・生徒及び保護者が医療機関で直接結果を聞くことができ、必要に応じて指導を受けることができたため、学齢期からの生活習慣病予防を促進することができた。			
今後の 方向	引き続き健診及びフォローアップを実施し、児童・生徒の生活習慣の改善に努める。			

3 基本的施策3 豊かな心の育成

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・いじめや不登校、暴力行為等、児童・生徒の問題行動は、以前より、学校・家庭・地域が連携して取り組んできた重要な課題です。さらに、近年は、ネットいじめや引きこもり等、その内容も変化し、原因となるものや対応が多様化、複雑化しています。

小平市では、平成26年度に小平市いじめ防止基本方針を策定し、小・中学校においても、いじめ防止基本方針を策定しました。平成30年度には国や都の改定の趣旨を踏まえて改定し、より具体的な取組について明記するとともに、組織的、計画的にいじめ防止の取組を推進することとしました。今後も、基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関との連絡・連携をより密にし、様々な問題行動への対応の徹底を図っていく必要があります。

・特別な支援を必要とする児童・生徒の生きる力を高め、生活や学習上の困難を改善するためには、地域で育み、支える関係づくりや、一人一人の特性に応じたつながりのある指導・支援、豊かな学びを実現する環境整備を行う必要があります。

小平市では、令和3年3月策定の「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」に基づき、「ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備」、「関係機関の連携によるネットワークの構築」、「理解・啓発、相談体制の充実」の3つの基本指針に沿って、5年間の計画において特別支援教育を総合的に推進します。

当該計画に基づき、各事業内容と支援体制を充実させ、誰もが生き生きと過ごせる共生の地域づくりに向けた特別支援教育の充実が求められています。

主な取組

No.13 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進

No.14 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施

No.15 人権教育の推進

No.16 就学支援委員会の開催

No.17 就学相談業務の体制強化

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	いじめの解消率（小学校）（％）	89.8	84.4	80.8
②	いじめの解消率（中学校）（％）	83.0	90.5	85.7
③	不登校生徒のうち指導の結果登校する又はできるようになった生徒数（人）	29	22	60

主な取組の内容・実績・今後の方向

事業の内容	No.13 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進		指導課
	【開始年度】 平成25年度	【目的】 小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針を策定し、具体的ないじめ防止の取組を行うことにより、学校における組織的ないじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげる。	【対象】 市立小・中学校
	【事業概要】 平成30年度改定「小平市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の取組を行う。また、小・中学校9年間を通じて年3回以上のいじめ防止授業や「自分のことも友達のこと大切にする標語やポスター作成」の取組など、いじめをしない・させない心情を育むための具体的な取組を進める。		

	【令和3年度の具体的取組内容】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対して、各校において年間3回のいじめ防止研修を実施するとともに、教職員に対するいじめの組織的対応に関する研修を実施した。 ・小平市いじめ問題対策連絡協議会、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会を各年間2回開催し、市のいじめ防止の取組や関係機関等の連携強化、小平市いじめ防止基本方針の改定の内容についての検討を始めた。 			
	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
	継続実施の学校（校）	27	27	27
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】			
	<p>小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、各校における、いじめ問題に対する年間を通じた計画的・組織的な取組を推進した。</p> <p>また、市内全小・中学校が学校いじめ防止基本方針に基づき、情報モラル教育、いじめ防止授業、児童・生徒、保護者、地域にいじめ防止の取組について発信しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことができた。</p>			
今後の 方向	<p>小平市いじめ防止基本方針の改定と全教職員への周知徹底により、学校いじめ防止基本方針の見直しによる各校のいじめ防止の取組の一層の推進を図る。</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」が各校で適正に運用されているかを確認し、全校の学校評価において「いじめ防止」を評価させる。</p> <p>児童・生徒による主体的ないじめ防止の活動や、いじめを訴えやすくするためのアンケートの工夫、学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な認知と組織的な対応の徹底など、学校が取り組むように推進する。</p> <p>小平市いじめ問題対策連絡協議会、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会を継続して各々年間2回開催し、家庭・地域・関係機関との連携を一層強化しながら効果的ないじめ防止の取組を推進する。</p>			
	No.14 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施 指導課			
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成20年度	スクールソーシャルワーカーによる相談・支援をとおり、福祉的な観点から関係機関との連携を構築し、問題の解決を図る。	市立小・中学校の児童・生徒	
	【事業概要】			
	児童・生徒の不登校や虐待等の問題に対して、福祉的な視点から、環境に働きかけ、現状把握及び原因分析、教職員へのコンサルテーション等を行い、問題を解決するスクールソーシャルワーカーを各中学校に配置する。			
	【令和3年度の具体的取組内容】			
	各中学校に概ね100日配置した。			
	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
	スクールソーシャルワーカーの活動日数（日）	796	786	794
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】			
	各中学校に配置したスクールソーシャルワーカーが、家庭訪問等による児童・生徒及び保護者への相談等の支援を行い、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、教育相談室や教育支援室「あゆみ教室」、庁内の福祉関係各課等の社会資源と連携し、児童・生徒の不登校解消を含めた、家庭環境の改善を支援した。			
今後の 方向	引き続き、スクールソーシャルワーカーを中学校8校に各校年間100日配置し、福祉的な支援につなげる。			

No.15	人権教育の推進			指導課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成 28 年度	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権尊重の理念に基づき、健全な心をはぐくむ基盤となる人権感覚と意識をはぐくむ。	市立小・中学校	
	【事業概要】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育プログラム」を活用した教職員の研修及び授業を行う。 ・「人権教育推進委員会」を年3回実施する。 ・東京都から人権尊重教育推進校の指定を受けた学校において、人権教育の研究及び実践を行う。 			
	【令和3年度の具体的取組内容】			
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の研修実施 全ての小・中学校において、教職員の人権感覚を高める研修会を系統的、計画的に実施する。また、いじめ防止授業をはじめとした、児童・生徒が正しい人権意識をもつことをねらいとした授業を行うに当たっての指導法の工夫について研修を行う。 ・人権教育推進委員会の実施 第1回 人権教育プログラムの活用 第2回 人権プラザ（フィールドワーク） ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインで開催 第3回 人権尊重教育推進校の研究発表参加 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンデマンドで開催 ・研究成果の共有 人権尊重教育推進校の研究発表会に参加し、取組の成果を共有し、人権教育の充実を図った。 				
【活動指標】		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
「人権教育推進委員会」の開催日数（日）		4	3	3
事業の評価	【具体的内容の自己評価】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育プログラム」を活用した研修は全校で実施されている。人権教育推進委員会では、重点とする人権課題に基づき、教員の人権意識の向上及び授業力の向上に資する内容を扱った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合開催だけでなく、オンライン研修、オンデマンド研修など様々な方法により研修を実施し、人権意識の向上を図った。 			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育プログラム」の優れた活用例を共有するなどして、活用を一層推進する。 ・社会状況や市の状況に応じて、重点とする人権課題を見直し、「人権教育推進委員会」で扱うテーマを精査する。 ・同地区の人権尊重教育推進校の研究発表を通して、人権教育の一層の充実につなげる。 ・他校の先行的な取組や成果のあった活動について水平展開できるように、校務支援システムや、委員会の場を活用し、情報共有できる機会をもつ。 			
No.16	就学支援委員会の開催			指導課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成 29 年度	児童・生徒の状態や教育的ニーズ、学校の状況等を踏まえ、より総合的な観点から就学先の判断を行う。	市立小・中学校への就学予定者及び市立小・中学校の児童・生徒	
【事業概要】				
特別な支援に対する児童・生徒や保護者のニーズが多様化している中で、就学支援委員会の構成員に臨床心理士等の心理職の専門家を加え、より総合的な観点から就学先の判断を行う。				

	【令和3年度の具体的取組内容】 就学支援委員会及び情緒小委員会に毎回1名の心理の専門職を出席させ、当該委員の専門的知見に基づく意見・助言と教育学、医学などを合わせた総合的な観点での就学先の判断を行った。			
	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
	臨床心理士等心理職専門家の配置人数（人）	3	3	3
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 臨床心理士が就学支援委員会等に参加することで、対象児童・生徒に対する特別支援教室の利用の有無（入級・入室の可否等）や支援方法、関係機関との連携などの助言が得られだけでなく、特別支援教室においては原則の指導期間を踏まえた支援の見通しを検討することができた。このことにより一人一人の特性を踏まえた審議を行うことができた。			
今後の 方向	就学支援委員会及び情緒小委員会において、専門家としての意見等は必要であり、総合的な判断で適切かつ効果的な支援につなげるため、今後も就学支援委員会の構成員に臨床心理士等の心理職の専門家を加えての委員会を継続していく。			
No.17	就学相談業務の体制強化			指導課
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和元年度	多様化する特別支援へのニーズや発達障害に関する相談について専門的な見地から対応する。	市立小・中学校への就学予定者及び市立小・中学校の児童・生徒	
	【事業概要】 特別な支援に対する児童・生徒や保護者のニーズの多様化や、情緒障がい等の発達障がいに関する相談の増加に対応するため、臨床心理士等の心理職の就学相談員を2名配置する。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 臨床心理士が発達検査の実施、未就学児の在籍園での行動観察を行い、児童・生徒のより適切な支援の検討を行った。			
	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
	就学相談員の配置人数（人）	5	5	6
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 特別支援教室の入室申し込み及び相談が増加する中、心理士による視点を踏まえた検討を行うことで、児童・生徒のより適切な支援につながった。			
今後の 方向	教職経験者の人材確保に課題が生じているが、今後も教職経験者、心理士それぞれの視点を生かした業務の分担を引き続き検討する。			

4 基本的施策4 自立心の養成

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・小平市の児童・生徒が、情報化や国際化等、急速かつ激しく変化する時代を生き抜いていくには、学校生活や家庭、地域生活の中で発達の段階に応じた社会性や人間性を育むことが求められています。また、社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動できる力を身に付けさせる必要があります。

東京都教育委員会が策定した「教育施策大綱」(令和2年度)では、「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」「他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が生きる社会の実現に寄与する」姿が未来の東京に生きる子どもであると示されています。

主な取組

No.18 小・中学校におけるキャリア教育の推進

No.19 実践的な訓練の実施

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	全国学力・学習状況調査(質問紙)「人の役に立つ人間になりたいですか。」に肯定的な回答をした市立中学校3年生の割合(%)	94.0	—	93.9

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.18	小・中学校におけるキャリア教育の推進			指導課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成14年度	生徒の「生きる力」、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、望ましい勤労観・職業観や自尊感情、郷土愛をもたせる。	主として、中学校第二学年生徒	
	【事業概要】 市立中学校全8校の第2学年を対象に約5日間の職場体験を実施する。 また、職場体験の受入れを円滑に進めていくために、市役所関係職場及び市内事業所との連絡調整の場を設けている。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 ・令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、職場体験を中止した。また、市役所関係職場及び市内事業所との連絡調整の場である小平市中学生職場体験推進連絡会議も中止した。 ・特別活動や総合的な学習の時間などで、職業調べやキャリア・パスポートの作成を行った。			
事業の評価	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
	受入事業所数(事業所)	434	—	—
今後の方向	【具体的内容の自己評価】 生徒は自己のキャリアを見つめ、目標を立てることができた。また、自己のキャリアを見つめる中で、勤労観・職業観や自尊感情、郷土愛の醸成が図られた。 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、受け入れ事業所の協力を得ながら職場体験などを通してキャリア教育を引き続き行っていく。			
No.19	実践的な訓練の実施			指導課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成26年度	児童・生徒自身の危険回避能力を高めるため、「自分のことは自分で守る」意識と実践力を身に付けさせる。	市立小・中学校	

	<p>【事業概要】 児童・生徒の防災・減災意識や危険回避能力の向上を図るため、具体的な災害発生時の状況に即した実践的な避難訓練などの計画を立て、実施する。</p>			
	<p>【令和3年度の具体的取組内容】 緊急地震速報受信機の警報音を使った避難訓練や、市内全校が9月1日に一斉に実施する引き渡し訓練をはじめとした、保護者や地域の方を交えた避難訓練など、実践的な体験型の防災、防犯、交通安全に関する取組を、小平警察署、小平消防署などの関係機関と連携しながら実施した。</p>			
	<p>【活動指標】 緊急地震速報訓練を実施した学校数（校）</p>	<p>R1年度 27</p>	<p>R2年度 27</p>	<p>R3年度 27</p>
事業の 評価	<p>【具体的内容の自己評価】 関係機関と連携しながら実施することによって、体験的・実践的訓練を実施することができた。 引き渡し訓練に関しては、新型コロナウイルス感染症予対策を講じて全校で実施した。</p>			
今後の 方向	<p>9月1日に全校一斉引き渡し訓練を実施する。 社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動する力を身に付けるために、「安全教育プログラム」「防災ノート」等の資料を活用しながら、より効果的な取組を推進していく。</p>			

5 基本的施策5 共生と地域・社会貢献意識の醸成

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・誰もが情報の受け手だけでなく送り手にもなり得る情報社会において、情報モラルやセキュリティ等、情報手段を正しく有効に活用するための知識、判断力、心構えを身に付けさせる取組や教育活動が求められています。

主な取組

No.20 小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	生徒のネット利用に関する指導を実施した学校	27	27	27

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.20	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成27年度	【目的】 急速に進む情報社会における情報モラルやセキュリティに関する知識を高め、適切な情報活用能力を養う。	【対象】 小平市立小・中学校	
	【事業概要】 児童・生徒がインターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付けるために、外部人材を活用しながら教科等及びセーフティ教室などで、情報モラル教育の充実を図る。 また、全小学校でプログラミング教育の充実を図る。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面での授業ではなく、オンラインを活用した授業を実施した。 情報教育推進委員会において、プログラミング教育の実践事例の共有を図るとともに、GIGAスクール構想に基づくICTの活用について研修を行った。			
	【活動指標】 情報モラル教育を実施した学校数(校)	R1年度 27	R2年度 27	R3年度 27
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 外部人材による授業、研修会及び講習会を、時期に応じてオンラインも活用しながら小平市の実態に即した内容で実施し、児童・生徒、保護者及び教員の、情報モラル意識の向上を図った。 情報教育推進委員会及びプログラム教育研修会では、小学校・中学校におけるプログラミング教育の実践事例を共有したり実際に教材にふれながら体験したりすることで、各学校のプログラミング教育の充実を図ることができた。また、GIGAスクール構想について、理解を深め、一人1台の学習者用端末の活用について具体的なイメージをもつことができた。			
今後の方向	令和4年度より、必要に応じて学習者用端末の持ち帰りが可能となり、家庭での学習に学習者用端末や家庭のコンピューター等を活用し、一人一人に応じた学習を図っていく。安全にインターネット等を活用するためにも、日常的な情報モラル教育の充実を図る。			

6 基本的施策6 教員の資質向上

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・教員は、公私を問わず、自らを律し、児童・生徒、保護者、市民に対して、小平の教育全体の信頼を確保していく必要があります。

小平市立学校の教員は、サービス事故を決して起こさないという高い倫理観を持って教育活動に臨むことが求められています。そのためには、一人一人の教員の状況に基づいた指導が求められています。

また、全ての小・中学校に経験の浅い教員が在籍しています。授業力の向上や円滑な学級経営等、学校の組織力を高め、教員が互いに声を掛け合いながら、一人一人の教員の力量を高める必要があります。

・学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領への対応等、教育活動の更なる充実が求められています。

こうした状況の中で、全国的に教員の長時間労働が大きな問題となっています。小平市は、令和元年12月より出退勤システムを導入し、教員の労働時間を把握しています。教員一人一人の心身の健康保持は、日々の教育活動の質にもかかわる重大な問題です。教員の長時間労働の改善を図り、学校教育の質の維持向上に取り組むことが必要です。

・教員が教育活動に専念できるよう、心身共に安全、健康で、快適に働くことができる環境の整備が必要です。

主な取組

- No.21 サービス事故再発防止の取組の実施
- No.22 体験型地域理解研修の実施
- No.23 学校における働き方改革
- No.24 学校における労働安全衛生体制の整備

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	スクール・サポート・スタッフ配置校	26	27	27

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.21	サービス事故再発防止の取組の実施	指導課			
事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 平成26年度</td> <td>【目的】 サービス事故防止研修を通して、教員のサービス事故の再発を防止し、学校の信頼回復を図る。</td> <td>【対象】 市立小・中学校の教員</td> </tr> </table>	【開始年度】 平成26年度	【目的】 サービス事故防止研修を通して、教員のサービス事故の再発を防止し、学校の信頼回復を図る。	【対象】 市立小・中学校の教員	
	【開始年度】 平成26年度	【目的】 サービス事故防止研修を通して、教員のサービス事故の再発を防止し、学校の信頼回復を図る。	【対象】 市立小・中学校の教員		
	【事業概要】 教員によるサービス事故防止に向け、全教員を対象とした「小平市立学校合同研修会」において、サービス事故防止の内容を扱う。さらに、校長、副校長、主幹教諭、若手教員等の職層に応じた内容の研修、また各学校において研修を実施する。				
	【令和3年度の具体的取組内容】 ・サービス事故防止研修 主なサービス事故の防止を目的とした研修を実施した。 ①5月11日(火) アンガーマネジメント研修 『『怒り』をコントロールするためのアンガーマネジメント』 情報モラル研修「教員に求められる情報モラル」 ②7月27日(月) メンタルヘルス研修 「教員のメンタルヘルスについて」 ・教育施策推進担当課長及び教職員担当係長が巡回指導訪問を実施した。 ・東京都のサービス事故防止月間7、12月に加え、4月を小平市独自のサービス事故防止月間とし、サービス事故などを扱った校内研修を実施するように学校に指導した。 ・コンプライアンスリーダーを中心に、各校において、「小平市立学校サービスに関わるチェックシート」を毎月、確実に実施するよう指導した。 ・教員研修会の際に、指導主事よりサービス事故防止についての講話を行った。				
	【活動指標】 研修会実施校(校)	R1年度	R2年度	R3年度	
	27	27	27		

事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 ・職層に応じた研修会において、職務上及び身分上守るべきサービスについて再確認した。 ・年3回のサービス事故防止月間に合わせて校内研修を確実に実施した。 ・「小平市立学校サービスに関わるチェックシート」の活用により、サービス事故防止に係る意識が向上した。			
今後の 方向	・サービス事故の再発防止に向け、全教員が集まる研修会だけでなく、教員研修の際に、サービス事故の防止について講話を行う。 ・職層に応じた研修では、状況や実態に応じて東京都のサービス事故の現状に基づいて具体的な研修を継続するとともに、教職員一人一人の状況に応じた指導を充実する。 ・5月には、今後もアンガーマネジメント研修と併せて、最新の動向を踏まえ、教員が身に付けるべき情報モラルに関する研修を、外部講師を招いて実施する。 ・また、全ての学校においてコンプライアンスリーダーを中心とした「小平市立学校サービスに関わるチェックシート」を毎月確実に実施する。			
No.22	体験型地域理解研修の実施			指導課
事業の 内容	【開始年度】 平成30年度	【目的】 教員の資質向上として小平市の教員としての心構えや小平市への理解促進、愛着心の醸成を図る。	【対象】 新規に採用された教員及び転入した教員	
	【事業概要】 小平市の地域資源を取り入れた「体験型地域理解研修」を実施し、小平市の教員として、小平市への理解促進、愛着心の醸成を図りつつ、教材開発にもつなげていく。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 毎年夏季休業中（7月）に体験型地域理解研修を実施 「平櫛田中の彫刻に因んだ研修」（講師：彫刻家）			
	【活動指標】 研修会の開催（回）	R1年度	R2年度	R3年度
	2	0	1	
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 小平の郷土や文化に触れた参加者の中には、教育活動の中でも、ぜひ体験学習として、今回の研修で学んだことを児童・生徒に学ばせていきたいという感想が数多くあった。			
今後の 方向	新規に採用された教員や転入された教員が小平市に愛着をもち、教員としての心構えを身に付けられるよう、内容を精査して実施する。また、知識を身に付けた教員が、授業で生かすとともに、校内研修等で他の教員への周知を図るなど広い活用を目指す。			
No.23	学校における働き方改革			指導課
事業の 内容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 教職員の長時間労働の改善及び業務負担の軽減、学校教育の質の維持向上を図る。	【対象】 市立小・中学校教職員	
	【事業概要】 ICTの活用や人員配置などにより、教職員が固有の業務に注力できる環境を整備し、教育の質の維持向上を図る。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 ・市立学校等で勤務する教職員の出退勤システムの運用 教職員のサービス管理及び在校等時間の把握をシステム上で行うことで、長時間勤務の教職員を管理職が把握し、校務分掌の見直しや学校経営に活用した。 ・スクール・サポート・スタッフ等の配置 業務負担軽減のための人的支援として、授業等の準備を補助するスクール・サポート・スタッフを市内小・中学校全校に配置し、また、副校長補佐を11校に配置した。			
	【活動指標】 出退勤システム導入校数（校）	R1年度	R2年度	R3年度
	27	27	27	

事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 ・システムの活用により、即時に長時間勤務を行った教職員の把握が可能となったことにより、管理職による適時の指導や校務分掌見直しを図ることができた。 ・スクール・サポート・スタッフを全校に配置したことにより、教員の負担軽減を図ることができた。			
今後の 方向	・出退勤システムを活用した適切な労務管理を行うとともに、業務の見直しや校務分掌の見直しによる業務量の平準化などの検討を進める。 ・スクール・サポート・スタッフを引き続き全校に配置し、教員が教育活動に専念できる環境整備を図る。			
No.24	学校における労働安全衛生体制の整備			指導課
事業の 内容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 教職員が教育活動に専念するため、心身共に安全で健康に、快適に働くことができる環境を整備する。	【対象】 市立小・中学校教職員	
	【事業概要】 教職員が心身共に安全で健康に、快適に働き、教育活動に専念するため、学校における労働安全衛生体制を構築・推進する。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 ・長時間勤務の教職員に対する面接指導の実施 日本医師会認定産業医の資格を有する医師による面接指導を実施した。 面接指導を受けた教職員数：延べ13人 対象者の選定方法：管理職から勧奨を受けた者、及び教職員出退勤システムを用いて把握した長時間勤務を行った者 ・ストレスチェックの実施 定期健康診断と併せて、心身の疲労度を自己確認するストレスチェックを実施した。 ・衛生推進者養成講習の受講 学校における安全衛生を推進するため、昇任又は他地区等から異動した副校長（小学校6校、中学校2校）が衛生推進者養成講習を受講した。			
	【活動指標】 衛生推進者配置校数（校）	R1年度 27	R2年度 27	R3年度 27
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 ・通年にわたり、教職員の面接指導を行う体制を確保することができた。 また、面接指導結果を所属長に通知し、学校においても当該教職員の状況の把握と、状況を踏まえた適切な対応を行うことができた。 ・全副校長が衛生推進者となっており、全校で労働安全衛生推進体制が整備された。			
今後の 方向	・出退勤システムの活用により、長時間労働の教職員の把握と面接指導等の適切な対応を引き続き行うことで、教職員が心身共に安全、健康で、快適に働ける職場環境の整備を図る。 ・面接指導を受ける教職員が少ない状況が継続しているため、積極的に勧奨するとともに、受診しやすい環境を整備する取組を研究・検討する。 ・校長及び衛生推進者である副校長に対し、衛生推進者の業務を含めた労働安全衛生全般について継続的に意識啓発を行っていく。			

7 基本的施策7 学校の経営力向上

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・小・中学校においては、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭という組織体系で学校組織が成立しており、そこには校長の強いリーダーシップが求められています。

家庭、地域からの支援を受け、質の高い学校経営を実践するためにも「開かれた学校づくり」を積極的に推進し、保護者、地域の方の参画型授業を実施するなど、学校教育への信頼や理解を得ることが求められています。

・中学校における部活動は、学校教育活動の一環として重要なものです。しかし、教員の長時間労働が大きな問題となっている中、教員の働き方改革を進めるとともに、中学校における部活動の維持及び円滑な推進を図ることが必要です。小平市では、平成30年度に策定した「小平市立学校に係る運動部活動の方針」及び令和元年度に策定した「小平市立学校に係る文化部活動の方針」に基づき、取組を進めていきます。

主な取組

No.25 コミュニティ・スクールの推進

No.26 部活動外部指導員の配置

No.27 部活動指導員の配置

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	コミュニティ・スクール設置校	11	14	16

主な取組の内容・実績・今後の方向

事業の内容	No.25	コミュニティ・スクールの推進		指導課	
		【開始年度】 平成19年度	【目的】 保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。	【対象】 市立小・中学校	
		【事業概要】 学校経営協議会を設置し、コミュニティ・スクールになることで、保護者・地域住民が一定の権限と責任を伴いながら、その意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進していく。なお、本市においては、法律上の学校運営協議会を既存の学校経営協力者制度の役割・機能を発展的に受け継ぐものと位置づけ、学校経営協議会と称している。			
		【令和3年度の具体的取組内容】 各コミュニティ・スクール設置校は、各校が計画的に学校経営協議会を開催し、学校運営の充実を図っている。 未設置の2校が新たにコミュニティ・スクールを目指し、取組を開始した。 [コミュニティ・スクール(学校経営協議会設置校)]			
		年度	設置校	年度	設置校
		平成19年度	六小	平成27年度	十四小、学園東小
	平成20年度	四小	令和元年度	十一小、十三小・二中(合同)	
	平成21年度	三小	令和2年度	五小、九小、十小	
	平成23年度	八小	令和3年度	二小、十二小	
	平成26年度	七小、六中	令和4年度	十三小、十五小、上宿小、二中 ※十三小と二中は、1校1協議会設置に変更	
	【活動指標】		R1年度	R2年度	R3年度
			—	—	—

事業の 評 価	【具体的内容の自己評価】 地域の教育力を活用した充実した教育活動を展開することができた。 また、コミュニティ・スクールの取組を学校だより等での発信を促し、地域住民や保護者の方への周知や理解を深めることができた。			
今後の方 向	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 29 年度から学校経営協議会の設置が努力義務化された。今後も引き続き地域に開かれた学校づくりをさらに推進する。また、新たに学校経営協議会の設置を目指す学校については、小・中連携教育の視点を踏まえ、地域と共に学校経営を展開できるよう、教育委員会として支援を行い、全校設置を目指していく。			
No.26	部活動指導員の配置			指導課
事業の内 容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 部活動の維持及び円滑な推進を図ることを目的とする。	【対象】 中学校生徒	
	【事業概要】 部活動の維持及び円滑な推進を図るため、顧問あるいは顧問教員の補助として、部活動指導員を配置した。			
	【令和 3 年度の具体的取組内容】 学校長の指示に従い、当該部活動の顧問として、あるい顧問教員を助けながら、教育の一つとして計画された部活動に関して試合の引率や必要な技術の指導及び助言を行った。 市内中学校 8 校で 8 人配置 総配置時間 3,491 時間			
	【活動指標】 配置校数 (校)	R 1 年度 4	R 2 年度 8	R 3 年度 8
事業の 評 価	【具体的内容の自己評価】 教員の負担軽減とともに、部活動の充実及び円滑な推進を図った。			
今後の方 向	引き続き部活動指導員による部活動の充実に取り組んでいく。			
No.27	部活動外部指導員の配置			指導課
事業の内 容	【開始年度】 昭和 49 年度	【目的】 部活動の充実を図り、心身ともに健康で人間性豊かな生徒を育成する。	【対象】 中学校生徒	
	【事業概要】 部活動の維持及び円滑な推進を図るため、顧問教員の補助として外部指導員を派遣した。			
	【令和 3 年度の具体的取組内容】 学校長の指示に従い、当該部活動の顧問教員の監督の下、顧問教員を助け、教育の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。 市内中学校 8 校で述べ 57 人配置 配置部活動数 52 部活			
	【活動指標】 配置校数 (校)	R 1 年度 8	R 2 年度 8	R 3 年度 8
事業の 評 価	【具体的内容の自己評価】 部活動の充実及び円滑な推進を図った。			
今後の方 向	引き続き外部指導員による部活動の充実に取り組んでいく。			

8 基本的施策 8 家庭教育への支援

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

- ・地域教育コーディネーターの協力による体験活動等、保護者や地域が連携した参画型の授業を実施するとともに、保護者に対し、家庭教育に関する情報の提供等、啓発を図っていくことが必要です。
- ・核家族化や地域の間人関係の希薄化に伴い、親子が地域や社会で様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが難しくなっています。親の育ちを応援する学びの場や、子育て世代が相互交流を図る機会を提供するなど、家庭教育への支援が求められています。

主な取組

No.28 家庭教育に関する講座の実施

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	公民館子育て支援講座の受講者数	233	74	230

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.28	家庭教育に関する講座の実施	公民館	
事業の内容	【開始年度】 昭和63年度	【目的】 子育て中の親への学習支援、孤立の解消、仲間づくりとなる学習の場を提供する。	【対象】 乳幼児、小・中学生を持つ親
	【事業概要】 子育てや家庭教育に関する講座の開設及び自主サークル活動へ移行するための支援・育成を行う。		
	【令和3年度の具体的取組内容】 <子育て支援講座：18コース> 中央公民館「3歳からのいのちの伝え方」外1コース 16回 小川公民館「リトミックで親子のふれあい ベビーコース」外1コース 6回 花小金井北公民館「赤ちゃんとのふれあい 今を楽しく大切に」 5回 上宿公民館「ママのためのりらくすヨガ」外2コース 7回 上水南公民館「親子で楽しむリトミック」外1コース 7回 小川西町公民館「地域で子育て 地域でできる子育て支援」 5回 花小金井南公民館「3歳までの子どもの病気」外1コース 2回 津田公民館「自宅で気軽に楽しめるハーブ入門」外1コース 7回 大沼公民館「パパと一緒にかんたん、おいしいパンづくり」外1コース 7回 鈴木公民館「親子で楽しくリトミック」 3回 ※上水南公民館、小川西町公民館、花小金井南公民館で予定されていた3コースは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止		
	【活動指標】 講座実施回数(回)	R1年度 79	R2年度 32
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 子育て支援講座は、主に中央公民館を含む全11館に設置している公民館事業企画委員会において令和2年度に企画された講座である。新型コロナウイルス感染症対策の影響により、実施できなかった講座や内容・回数的大幅な変更を伴った講座もあるが、子育て支援を目的として、子育て中の親を対象に、子育ての不安解消や年齢に合わせた子どもとの接し方などの講座を実施し、子育て中の家族への支援の一助になった。 また、子育て中の親同士のコミュニティを広げていく機会を提供することができた。		
今後の方向	今後も、家庭教育や子育て支援につながる幅広いテーマで、子育て中の親への学習支援や孤立の解消、仲間づくりとなる学習の場の提供に取り組む。また、講座に保育を付けるなど、子育て中でも受講しやすい環境を整えるほか、父親を対象としたものや親子で参加できる講座も実施する。なお、地域特性や地域課題を考慮し、各館で特色のある講座に努める。		

9 基本的施策 9 地域教育の充実

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

- ・ボランティアを活用した授業支援、補習、部活動支援、図書の整理・修理、緑化、パトロール等、学校の学習支援・環境整備支援を推進するために、学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターやボランティアの育成について、継続的な取組が必要です。
- ・子どもたちに、放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学習・スポーツ・文化活動・世代間交流等の機会を提供し、そこでの活動を通して地域の教育力の充実に図っていくことが求められています。
- ・青少年対策地区委員会の活動等を通して、地域全体で子どもを育む風土を醸成し、地域の人々の交流や活力の創出を図ることが求められています。

主な取組

No.29 小平地域教育サポート・ネット事業の推進

No.30 小学校放課後子ども教室の推進

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	地域住民等によるボランティアの活動人数(人)	25,318	13,394	13,340

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.29	小平地域教育サポート・ネット事業の推進	地域学習支援課									
事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 平成14年度</td> <td>【目的】 学校を支援する地域住民等のボランティアや、ボランティアと学校を結ぶコーディネーターの育成を図り、地域と学校の連携・協働を推進する。</td> <td colspan="2">【対象】 学校を中心とした各地域</td> </tr> </table>	【開始年度】 平成14年度	【目的】 学校を支援する地域住民等のボランティアや、ボランティアと学校を結ぶコーディネーターの育成を図り、地域と学校の連携・協働を推進する。	【対象】 学校を中心とした各地域							
	【開始年度】 平成14年度	【目的】 学校を支援する地域住民等のボランティアや、ボランティアと学校を結ぶコーディネーターの育成を図り、地域と学校の連携・協働を推進する。	【対象】 学校を中心とした各地域								
	<p>【事業概要】</p> <p>地域の教育力の充実に図るとともに、地域住民等の知識や経験が学校で活用されるよう、ボランティア活動の推進を図る。</p> <p>また、学校と地域を結ぶコーディネーターの育成を図ることにより、学校・家庭・地域の連携を充実させ、より一層地域に開かれた特色のある教育活動を推進する。</p>										
	<p>【令和3年度の具体的取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター世話人の配置(市立小・中学校全27校) ・コーディネーター・ボランティア養成講座の開催 <p>主な講座内容…コーディネーター研修会等、ボランティア入門講座、園芸ボランティア講座、読み聞かせ入門講座、図書修理講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度の小学校新入学児童の保護者向けに、ボランティアについて周知するパンフレットを配布 ・令和3年度に統括コーディネーターを3名配置した。 										
<table border="1"> <tr> <td>【活動指標】</td> <td>R1年度</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> </tr> <tr> <td>ボランティア養成講座実施回数(回)</td> <td>96</td> <td>42</td> <td>63</td> </tr> </table>	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度	ボランティア養成講座実施回数(回)	96	42	63			
【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度								
ボランティア養成講座実施回数(回)	96	42	63								
事業の評価	<p>【具体的内容の自己評価】</p> <p>平成23年度以降引き続いて、市立小・中学校全校にコーディネーター世話人を配置することができた。</p> <p>コーディネーター世話人の研修等として、新規コーディネーター世話人等を対象とする入門講座や、コーディネータースキルアップ講座を開催することにより、コーディネーターの育成・スキルアップが図られた。また、各学校において、コーディネーター世話人が企画・運営するボランティア養成講座を開催することにより、ボランティアの新規開拓やスキルアップが図られた。</p> <p>統括コーディネーター等の協力のもと新たなパンフレットを作成し、地域学校協働活動の理解促進を図った。</p>										

今後の方向	今後も継続的にコーディネーターやボランティアを対象とする講座・研修会を開催することで、コーディネーターやボランティアの育成・スキルアップを推進し、地域と学校の連携・協働体制の維持・充実を図る（地域学校協働活動の推進）。			
No.30	小学校放課後子ども教室の推進			地域学習支援課
事業の内容	【開始年度】 平成 19 年度	【目的】 地域の力により子どもたちに安全・安心な放課後等の居場所を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	【対象】 市立小学校区	
	【事業概要】 学校の協力のもと各小学校区において、地域のボランティアにより放課後子ども教室実行委員会を組織し、子どもたちに放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流などの場を提供する。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 ・教室の活動内容としては、伝統文化に親しむ教室や、工作等の体験教室、自主学習や英語・理科実験などの学習教室、球技等のスポーツ教室、学校内の花植え活動など、各校区でさまざまな教室が実施された。 ・学童クラブ事業と連携し、多くの学童クラブ入会児童が登録・参加した。 ・4校区（一小・二小・七小・十二小）で、特別な支援を必要とする子どもの受入れに際して、見守り・安全管理のサポーターを増員する制度の活用があった。			
	【活動指標】 実施回数（回）	R 1 年度 3, 546	R 2 年度 1, 301	R 3 年度 1, 898
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 各小学校区において、地域住民等で組織された実行委員会の創意工夫により、多彩な教室が展開され、地域の力による子どもたちの学びや体験、交流の場の提供が図られている。			
今後の方向	小学校全校区での実施を継続し、コーディネーターや教室スタッフを対象とする研修の実施等により、各実行委員会の活動の維持・充実を支援していく。			

10 基本的施策10 教育環境の整備

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・学校施設は小平市の保有する公共施設の約6割を占めており、その多くが昭和40年代から50年代にかけての児童・生徒急増期に整備されたものです。

その結果、経年劣化により老朽化した施設の機能回復を図ることが必要なほか、災害時の防災拠点として備えるべき防災機能の整備も求められています。

上記のことから、現在のニーズに加え、将来の需要をも見据えた計画的な改修が重要となります。

・発達障がいや配慮を要する児童・生徒の在籍人数が増加している現状や、小学校において全学年で35人学級制度が導入される見込みのほか、就学人口の急増等により、一部の学校では教室不足が生じる見込みであるため、増築等の計画的な対応が必要となります。

主な取組

- No.31 学校大規模改造工事の実施
- No.32 八小増築工事の実施
- No.33 花小金井南中学校旧体育館解体及び跡地利用等整備工事の実施
- No.34 学校トイレ改修
- No.35 E S C O事業による照明のLED化
- No.36 学校施設整備のあり方の検討
- No.53 学校体育館冷暖房設備設置

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	大規模改造工事実施数(校)	2	2	3
②	学校トイレの洋式化の割合(%)	56.6	62.2	65.2

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.31 学校大規模改造工事の実施 教育総務課

事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】
	平成21年度	経年劣化により低下した機能を回復し、建物の延命を図る等の工事を行う。	全小・中学校
事業の内容	【事業概要】		
	老朽化した建物の機能回復(外壁塗装、屋上防水等)、バリアフリー化(エレベーター、バリアフリースロープの設置等)、防火設備改修(防火シャッター改修、防火区画改修等)、太陽光発電装置設置など、多様な目的の工事を、学校の夏季休業期間を中心に一括して行う。		
	令和3年度は、一小、三小、八小において大規模改造工事を行った。		
	[スケジュール]		
	年度	設計	工事
	平成29年度	五小	二小、十小
	平成30年度	—	—
	令和元年度	八小	五小、十小
令和2年度	一小、三小	八小、十小	
令和3年度	三小、十二小	一小、三小、八小	
令和4年度(予定)	—	三小、五小、八小、十二小	
【令和3年度の具体的取組内容】			
一小は校舎外壁改修工事、三小は給排水衛生設備改修工事、八小は主に南校舎の外壁改修・屋上防水工事を行った。			

	【活動指標】 設計校数（校）	R 1 年度 1	R 2 年度 2	R 3 年度 2
事業の 評 価	【具体的内容の自己評価】 一小は、校舎外壁の全面改修を行うことで、外壁の剥離防止による安全性の確保や、雨水侵入防止による建物の延命化を図った。 三小は、給排水設備の改修及び和式便器の洋式化を行うことで、校舎内の給排水設備に係る衛生環境の改善を図った。 八小は、3年間に渡る大規模改造工事の2年目の工事が完了した。			
今後の 方 向	令和3年度に実施した内部設計に基づき、令和4年度は三小、十二小の大規模改造工事を実施する。 五小の大規模改造工事について、令和4年度に校舎外壁改修を実施することで、令和元年度に実施した体育館の外壁改修と合わせて、一連の大規模改造工事が完了する。 八小は、令和2年度、令和3年度に引き続き、大規模改造工事を実施し、令和4年度予定の増築校舎整備と合わせて、一連の工事が完了する。 上記以外の学校についても、財政状況を勘案しながら、必要に応じて大規模改造工事を実施していく。			
No.32	八小増築工事の実施			教育総務課
事業の 内 容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、リース方式による増築校舎の設計・工事を行う。	【対象】 小平第八小学校	
	【事業概要】 小平第八小学校の将来の児童数の推計によると、通学区域内の人口増加に伴い、令和5年度以降、普通教室が不足することが見込まれていることから、リース方式により増築校舎を建設する。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 令和3年度は、増築校舎の賃貸借契約を締結し、令和4年度中の整備に向けた設計業務を行った。			
	【活動指標】 設計・工事	R 1 年度 —	R 2 年度 —	R 3 年度 設計
事業の 評 価	【具体的内容の自己評価】 契約締結を行い、その後、予定どおり設計業務を進めた。			
今後の 方 向	令和4年度は、引き続き設計業務を行うとともに、7月中旬から増築校舎の建設に着手し、令和5年3月から供用を開始するとともに、増築校舎のリースを開始する。			
No.33	花小金井南中学校旧体育館解体及び跡地利用等整備工事の実施			教育総務課
事業の 内 容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 花小金井南中学校地域開放型体育館が完成したことから、既存体育館を解体する。	【対象】 花小金井南中学校	
	【事業概要】 令和2年度に花小金井南中学校地域開放型体育館が完成したことから、既存体育館を解体し、跡地にテニスコートを整備するほか、既存校門（南門）のバリアフリー化等の改修を行う。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 旧体育館解体、テニスコート整備、北門及び南門改修			
	【活動指標】 設計・工事	R 1 年度 設計	R 2 年度 —	R 3 年度 工事
事業の 評 価	【具体的内容の自己評価】 花小金井南中学校地域開放型体育館に関連する一連の工事が完了した。			

今後の方向	花小金井南中学校地域開放型体育館を含む学校施設全体の保全に努める。																															
No.34	学校トイレ改修			教育総務課																												
事業の内容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 児童・生徒の学校生活の環境改善を図るため、洋式化率が低い学校を優先して、トイレ洋式化改修を進める。	【対象】 小・中学校のトイレ																													
	【事業概要】 市立小・中学校の和式便器の洋式化改修を行う。																															
	【令和3年度の具体的取組内容】 [令和3年度の学校トイレの洋式化改修の内容]																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>洋式化便器数</th> <th>学校名</th> <th>洋式化便器数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三小</td> <td>19</td> <td>上宿小</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>四小</td> <td>4</td> <td>二中</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>六小</td> <td>4</td> <td>三中</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>九小</td> <td>4</td> <td>五中</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>十四小</td> <td>4</td> <td>花南中</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>十五小</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				学校名	洋式化便器数	学校名	洋式化便器数	三小	19	上宿小	4	四小	4	二中	4	六小	4	三中	1	九小	4	五中	5	十四小	4	花南中	4	十五小	4		
	学校名	洋式化便器数	学校名	洋式化便器数																												
	三小	19	上宿小	4																												
四小	4	二中	4																													
六小	4	三中	1																													
九小	4	五中	5																													
十四小	4	花南中	4																													
十五小	4																															
※三小は給排水衛生設備改修工事の中で実施																																
【活動指標】 工事実施校数（校）		R1年度 11	R2年度 12	R3年度 11																												
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 トイレ洋式化改修を進めることにより、児童・生徒が安心して快適に使用できるトイレ環境の改善が図られた。																															
今後の方向	引き続き、学校内トイレの洋式化改修を推進する。																															
No.35	ESCO事業による照明のLED化			教育総務課																												
事業の内容	【開始年度】 令和2年度	【目的】 照明のLED化による電気料金の削減分で経費を賄い、省エネ効果も実証できるESCO事業を活用し、校舎の照明をLED化する。	【対象】 小平第十一小学校を除く小・中学校																													
	【事業概要】 照明のLED化による電気料金の削減分で経費を賄い、省エネ効果も実証できるESCO事業を活用し、建て替えが決まっている十一小を除く小・中学校全校校舎の照明をLED化する。整備後は、維持管理を行うとともに、LED化の効果測定を行う（令和17年度まで）。																															
	【令和3年度の具体的取組内容】 令和2年度に設置したLED照明について、維持管理を行うとともに、LED化の効果測定を行った。																															
	【活動指標】 工事・維持管理		R1年度 －	R2年度 工事	R3年度 －																											
	【具体的内容の自己評価】 予定どおり、照明に係る電気料金（見込）の削減が図られた。																															
今後の方向	設置したLED照明について、引き続き維持管理を行うとともに、ESCO事業の対象外である学校体育館の照明LED化について検討する。																															

No.36	学校施設整備のあり方の検討			教育総務課
事業の内容	【開始年度】 平成27年度	【目的】 学校施設の更新時期が集中して到来することが予想される中、将来の学校施設のあるべき姿を検討する。	【対象】 全小・中学校	
	【事業概要】 公共施設の床面積の6割は学校教育系施設であり、市立小・中学校の多くを昭和40～50年代の人口急増期に一齐に整備してきた。そのため、今後一齐に更新時期を迎える学校施設は、公共施設マネジメントと密接な関係にある。 市が策定した公共施設マネジメント基本方針及び小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、検討を行う。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 ・三中の更新の適否について、書面会議を含めた6回の学校部会で検討し、更新等を行わない方向性を決定した。 ・平成30年度において更新等を行うと判断した十一小については、パブリックコメントを実施しその結果を踏まえ、基本計画を策定した。 ・令和2年度において更新等を行うと判断した十三小については、学校関係者からの意見収集を行い、今後の基本計画作成の基礎資料とした。 ・一小、二小、五小、七小、鈴木小及び花小金井小の劣化診断基礎調査を実施した。			
	【活動指標】 会議開催回数（回）	R1年度 4	R2年度 9	R3年度 6
	【具体的内容の自己評価】 ・学校部会を6回開催し、更新等の適否の判断に向けた検討を行うことができた。 ・更新予定の十一小について、市民意見を踏まえた基本計画の策定を行った。			
事業の評価	更新予定の十一小については、令和5年度以降に実施予定の基本設計に向けて、令和4年度に基本設計方針を策定する。			
今後の方向	同じく更新予定の十三小については、令和5年度までに基本計画を策定する。 また、目標耐用年数を迎える学校施設等について、劣化診断調査及び更新等の適否の判断を実施していく。			
No.53	学校体育館冷暖房設備設置			教育総務課
事業の内容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 夏季及び冬季での学校体育館使用時における、児童・生徒や教職員等の安全の確保、良好・快適な教育環境の確保を目的とし、市立小・中学校全校の体育館に冷暖房設備を設置する。	【対象】 全小・中学校	
	【事業概要】 市立小・中学校全校の体育館に、冷暖房設備を設置する。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 市立小・中学校全校を対象とした、基本設計の実施。			
	【活動指標】 設計・工事	R1年度 /	R2年度 /	R3年度 設計
	【具体的内容の自己評価】 契約締結を行い、その後、予定どおり設計業務を進めた。			
事業の評価	令和4年度中に設計を完了し、令和4年度以降、中学校から順次設置していく。			
今後の方向				

11 基本的施策11 生涯学習の推進

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・公民館を学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点として機能させ、新たな取組として地域の人材をつなぐコーディネーターとしての役割が求められています。

また、成熟社会における生涯学習のかたちを実現するため、学習活動の成果を他の人や地域に還元することが望まれているとともに、行政と連携・協働して取り組む地域の担い手が育つ必要があります。

・東京2020オリンピック・パラリンピックは、スポーツや運動習慣に対する興味・関心を喚起するとともに、国内外の文化や国際社会を理解する上でも好機となります。公民館においても、この機会を生かした学びの場の提供が必要です。

・公民館は生涯学習の中核施設であり、市内に11館設置しています。中央公民館、小川西町公民館及び花小金井北公民館は、市の公共施設マネジメントの取組の中で他の公共施設と複合化することとしています。これらの動きに合わせて、次の世代の公共施設づくりにおける公民館施設のあり方について検討することが必要です。

主な取組

- No.37 公民館事業企画委員会の円滑な運営
- No.38 地域と連携したジュニア向け講座の実施
- No.39 地域の人材を活かした講座の実施
- No.40 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした各種講座の実施
- No.41 公民館施設のあり方の検討

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	公民館主催講座から結成されたサークル数	17	11	14

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.37	公民館事業企画委員会の円滑な運営	公民館									
事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 平成26年度</td> <td>【目的】 学習活動を通じて、市民と行政の協働の拠点につながる事業を市民の参加により企画する。</td> <td>【対象】 講座全般</td> </tr> </table>	【開始年度】 平成26年度	【目的】 学習活動を通じて、市民と行政の協働の拠点につながる事業を市民の参加により企画する。	【対象】 講座全般							
	【開始年度】 平成26年度	【目的】 学習活動を通じて、市民と行政の協働の拠点につながる事業を市民の参加により企画する。	【対象】 講座全般								
	<p>【事業概要】</p> <p>公民館を学習施設としてだけでなく、地域のコミュニティづくりの拠点として機能する施設と位置づけ、地域と継続的につながり、地域の意向を適切に反映した公民館運営を行うため、市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」（以下、「事業企画委員会」という。）を各公民館に設置・運営し、翌年度の実施講座を企画する。</p>										
	<p>【令和3年度の具体的取組内容】</p> <p>地域の社会資源を活用しながら、さらなる異世代交流や地域交流を図るとともに、新たな公民館利用者の獲得を視野に入れた講座を企画した。</p>										
	<p>[事業企画委員会 設置経過]</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>設置館</th> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>鈴木公民館</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>小川公民館</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>上水南公民館、津田公民館、大沼公民館</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>中央公民館、上宿公民館、仲町公民館、花小金井南公民館、花小金井北公民館、小川西町公民館</td> </tr> </table>	年度	設置館	平成26年度	鈴木公民館	平成27年度	小川公民館	平成28年度	上水南公民館、津田公民館、大沼公民館	平成29年度	中央公民館、上宿公民館、仲町公民館、花小金井南公民館、花小金井北公民館、小川西町公民館
年度	設置館										
平成26年度	鈴木公民館										
平成27年度	小川公民館										
平成28年度	上水南公民館、津田公民館、大沼公民館										
平成29年度	中央公民館、上宿公民館、仲町公民館、花小金井南公民館、花小金井北公民館、小川西町公民館										
<table border="1"> <tr> <td>【活動指標】 事業企画委員会の開催回数（回）</td> <td>R1年度 71</td> <td>R2年度 50</td> <td>R3年度 64</td> </tr> </table>	【活動指標】 事業企画委員会の開催回数（回）	R1年度 71	R2年度 50	R3年度 64							
【活動指標】 事業企画委員会の開催回数（回）	R1年度 71	R2年度 50	R3年度 64								

事業の価 評	<p>【具体的内容の自己評価】 新型コロナウイルス感染症対策により、委員会開催回数の減となる中、令和4年度実施講座を企画するという主目的は達成した。 また、事業企画委員会の活動を通して委員同士の交流も図られ、地域のコミュニティづくりや市民との協働の拠点化に向けて前進した。 新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン会議システムを取り入れるなど、委員の負担軽減に取り組んだ。</p>			
今後の方 向	<p>新たな利用者の獲得を目指す講座の企画に留まらず、サークルの結成やコミュニティの醸成を見据えた講座の企画ができるよう、各館の委員への周知に努める。 また、引き続き、委員の負担軽減や会議の効率化・簡素化を図るため、オンライン会議システムの活用や、職員による支援など、円滑な運営に努めていく。</p>			
No.38	地域と連携したジュニア向け講座の実施			公民館
事業の内 容	<p>【開始年度】 平成28年度</p>	<p>【目的】 学校以外での学習の場として、様々な体験から興味、関心を深めるきっかけを提供する。</p>	<p>【対象】 市内の小・中学生</p>	
	<p>【事業概要】 中央公民館において、市内の団体等と連携したジュニア大学を連続講座で開設するとともに、各分館も含めた全館で子どもの興味、関心を深めるきっかけとなる様々な体験講座を開設する。</p>			
	<p>【令和3年度の具体的取組内容】 <ジュニア講座：28コース> ・中央公民館「ジュニア大学」外3コース 10回 ・小川公民館「玉川上水に生息する虫の世界」 2回 ・花小金井北公民館「マンガ・イラストを描いてみよう」 4回 ・上宿公民館「手作り科学工作教室① 小学1～3年生」外3コース 6回 ・上水南公民館「チクチクわいわい手芸の時間」外1コース 5回 ・小川西町公民館「苔玉づくりでみどりに親しむ①」外1コース 2回 ・花小金井南公民館「春休み講座 自由研究お助け隊 七宝焼きのアクセサリーを作ろう」外1コース 2回 ・仲町公民館「親子で本気の理科実験 サイエンスクッキング①」外6コース 9回 ・津田公民館「親子で作品づくりに挑戦① ペーパークラフト」外2コース 3回 ・大沼公民館「科学工作教室・ことみちゃん3をつくろう」 3回 ・鈴木公民館「自分の車を作って自動車レースをしよう！」 3回 ※小川公民館、津田公民館で予定されていた2コースは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>			
	<p>【活動指標】 講座実施回数（回）</p>		R1年度 60	R2年度 7
事業の価 評	<p>【具体的内容の自己評価】 中央公民館のジュニア大学は、市内の団体等と連携しながら子どもたちの交流の機会を提供し、小平の魅力の再発見や小平への愛着を育むきっかけとする講座であり、また、他のジュニア講座は、実験や工作、料理など、様々な分野における体験の場を通じて考える力を養い、自ら探究することの楽しさを知ること、科学や美術、日本文化、職業選択など様々な分野への興味、関心を深める機会につながる講座である。 新型コロナウイルス感染症対策の影響により実施できなかった講座もあるが、グループワークやものづくり等の過程で一緒に協力して取り組むことで、学校間をまたいだ交流につながった。</p>			
今後の方 向	<p>引き続き、子どものニーズや視点を捉え、様々な地域の関係団体と連携を図りながら、様々な分野に対する興味、関心をもたせることや小平への愛着を育むきっかけとなるよう、講座内容の充実にも努めて実施していく。</p>			

No.39	地域の人材を活かした講座の実施			公民館
事業の内容	【開始年度】 平成 28 年度	【目的】 公民館を利用するきっかけづくりを提供するとともに、地域課題の解決及び公民館サークルの活用、支援につなげる。	【対象】 市民	
	【事業概要】 「市民が教え、市民が学ぶ」をコンセプトに、公民館を気軽に利用するきっかけづくりや地域の課題解決に向けて、地域活動・地域連携をテーマに地域で活躍している方やサークル活動に参加している方が講師となり、地域密着型の講座として開設する。			
	【令和 3 年度の具体的取組内容】 ＜地域支援講座：19 コース＞ ・中央公民館「自宅でできる簡単プチガーデンづくり①花コース」外 3 コース 17 回 ・小川公民館「羽村取水堰から玉川上水を探訪」 5 回 ・花小金井北公民館「プランターで花や野菜を育てよう」外 1 コース 6 回 ・上水南公民館「わが町小平の魅力を再発見しよう」 5 回 ・小川西町公民館「やさしい日本語で外国人とコミュニケーションしよう」 4 回 ・花小金井南公民館「コミュニケーションツール『やさしい日本語』を学ぼう」 外 1 コース 5 回 ・仲町公民館「季節の野菜を愉しもう 小平産地場野菜～夏野菜編～」外 1 コース 6 回 ・津田公民館「小平の歴史と文化を学ぶ その 2」 5 回 ・大沼公民館「地元産の農産物を知るまち歩き①ブルーベリー編」外 1 コース 4 回 ・鈴木公民館「マンスリーミニコンサート」外 2 コース 12 回 ※その他、上宿公民館で予定されていた 1 コースは新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
	【活動指標】	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
	講座実施回数 (回)	92	29	69
事業の価	【具体的内容の自己評価】 地域支援講座は、中央公民館及び各分館の令和 2 年度公民館事業企画委員会において企画された講座が主である。新型コロナウイルス感染症対策の影響により、実施できなかった講座もあるが、地域で活躍している方に講師を依頼する等により、学習成果の地域への還元等につながった。 また、講師を務めた方と受講者、受講者同士の交流により、新たな公民館利用者の獲得や地域課題解決に向けた活動の活性化を図ることができた。			
今後の方	地域におけるさまざまな課題の解決や、より豊かな地域のコミュニティづくりにつなげるための講座を、地域で活動する市民の人材育成や公民館利用団体の活性化等の視点を踏まえ、地域と協力・連携を図りながら実施する。 また、小平の文化、土地柄等、市内のあらゆる魅力ある資源も活用し、地域への愛着を持つきっかけを提供する。			
No.40	東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした各種講座の実施			公民館
事業の内容	【開始年度】 平成 28 年度	【目的】 東京オリンピック・パラリンピックを契機に、各種分野の理解を図る。	【対象】 市民	
	【事業概要】 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として、外国文化の理解を深める講座や外国語に関する講座、日本文化等について新たな発見や気づきのきっかけとなる講座を実施する。 また、運動習慣の定着やパラスポーツの紹介等障がいへの理解を図る。			

	【令和3年度の具体的取組内容】 全18コース <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館「自分で出来るセルフケア」外2コース 18回 ・小川公民館「日常生活にストレッチとウォーキングを取り入れましょう」外1コース 10回 ・花小金井北公民館「手軽に楽しく太極拳」外1コース 9回 ・上宿公民館「大人の体は動かしたほうが楽になる！」外1コース 7回 ・上水南公民館「ストレッチで心も体も健康に」 5回 ・小川西町公民館「やさしい日本語で外国人とコミュニケーションしよう」外2コース 10回 ・花小金井南公民館「コミュニケーションツール『やさしい日本語』を学ぼう」外1コース 3回 ・仲町公民館「コトバで楽しむ五か国旅行」 5回 ・津田公民館「椅子タップダンスでレッツ・ダンス」 5回 ・鈴木公民館「ピラティス」 3回 			
	【活動指標】 講座実施回数(回)	R1年度	R2年度	R3年度
		63	74	75
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とし、外国文化の理解や日本文化の振り返り、運動習慣の獲得などのきっかけづくりとなる講座を提供した。様々なジャンルから多様な講座を開催し、外国文化や障がいへの理解促進が図られた。			
今後の 方向	東京2020オリンピック・パラリンピックは閉会したが、引き続き、外国文化や日本の伝統文化の理解を促進する講座、外国語講座などを実施することにより、外国人や国際社会の理解につなげる。 また、心身の健康維持・推進を図るとともに、座学だけでなく実習や体験を取り入れながら、運動習慣の獲得を目指す講座等を実施していく。			
No.41	公民館施設のあり方の検討			公民館
事業の 内容	【開始年度】 平成29年度	【目的】 中央公民館更新のために、基本設計に向けた取組を進める。	【対象】 市民（主に公民館利用者）	
	【事業概要】 「(仮称)中央公民館及び健康福祉事務センターの更新等に関する基本計画」策定方針(平成29年度末作成。以下、「基本計画策定方針」という。)に基づき、「中央公民館、健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本計画」(令和元年12月策定。以下、「基本計画」という。)を踏まえ、基本設計を行う。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 公共施設マネジメント課を中心に、他部署とも連携を図りながら、設計条件に係る資料の準備を行った。 設計業務委託を行うにあたり、プロポーザル審査委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により設計事業者を選定した。 また、市民説明会を開催し、事業者の紹介及びプロポーザル選定時の提案内容を説明した。 参加者114名(オンライン参加者37名含む)			
	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
		—	—	—
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 公共施設マネジメント課を中心に、他部署とも連携を図りながら、設計条件に係る資料作成を行い、プロポーザル審査委員会を設置後、公募型プロポーザル方式による設計事業者選定及び契約締結を行った。 市民説明会における事業者の紹介及びプロポーザル選定時の提案内容説明により、市民への理解促進を図ることができた。			

今後の 方向	公共施設マネジメント課及び関係部署と連携を図りながら、改めて今後の進め方や手法を調整し、市民参加等を行いながら（仮称）新建物などの設計を進めていく。 （仮称）新建物の運営管理については、設計業務と並行して検討する。 中央公民館の解体設計に関する調査を令和4年度に実施する。
-----------	--

12 基本的施策12 図書館の充実

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・地域課題が複雑化・多様化している中、図書館には地域の情報拠点としての役割を果たすためのサービスが求められています。そのためには、資料の充実やデジタル化による情報発信、レファレンスサービス等により利用者が求めている資料・情報を的確に提供できる取組が必要です。

また、「なかまちテラス」は、公民館・図書館の複合施設として、生涯学習の振興と地域の活性化に資することが求められています。

・子どもの読書活動を推進するには、より早い時期から読書に親しむ環境を整える必要があります。また、中学生・高校生に対して、読書への関心を高める取組が必要です。

また、学校図書館のさらなる活性化を支援していくため、学校との連携の強化が求められています。

・小平市公文書管理条例の制定により、特定歴史公文書の円滑な利用に向けた体制整備が求められています

小川西町図書館は、小川駅西口地区市街地再開発事業公共床の複合施設への移転が予定されています。令和2年度に基本設計が終了しており、今後は運用面等に関する検討を進める必要があります。

主な取組

No.42 なかまちテラスティーンズ委員会の開催

No.43 ブックスタートの実施

No.44 学校図書館への支援

No.45 図書館のあり方の検討

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	図書館資料貸出者数（人）	505,981	415,984	506,218
②	図書館資料貸出冊数（点）	1,357,404	1,144,296	1,350,808
③	0歳から18歳までの貸出冊数（点）	209,158	187,131	231,716

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.42	なかまちテラスティーンズ委員会の開催	図書館	
事業の内容	【開始年度】 平成30年度	【目的】 10代の読書活動の推進を図る。	【対象】 市内在住・在学の中学生・高校生
	【事業概要】 市内在住又は在学の中学生・高校生を対象とし、ティーンズ委員会の活動を通して、読書をするものの意義や楽しさを学び、お互いに本を薦め合うような読書環境の推進を図る。		
	【令和3年度の具体的取組内容】 ・なかまちテラスティーンズ委員会 引き続き新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、オンラインによる開催（2回）と対面による開催を（4回）を併用して年6回の委員会開催を実施した。 ・なかまちテラスティーンズ委員会大賞の選定 第1回委員会での委員によるおすすめ本の意見交換を経て、7月に実施された第2回委員会で候補作品6作品を決定した。令和2年度から実施した中学生・高校生による大賞決定の投票を継続し、小平市立中学校、都立小平高校、白梅学園中高一貫部の他、市内全公立図書館8館にて投票を実施した。 ・なかまちテラスティーンズ委員会大賞受賞作家等との交流会 令和3年度大賞作品「オール★アメリカン★ボーイ」の訳者を講師として招き、対面で交流会を実施した。参加者 12人		
	【活動指標】 ティーンズ委員会の開催回数（回）	R1年度	R2年度
	6	2	6

事業の 評価	<p>【具体的内容の自己評価】 令和3年度は感染症対策に留意しながら、対面での委員会を4回開催し、委員同士の交流の場を提供できた。本についての意見交換の場を学校の枠を超えて持つことは難しいため、同じ志を持つ生徒が集まる場を設けることで読書活動の推進に努めた。大賞受賞作品の訳者との交流会において、ティーンズ委員以外の申込者も参加し、本を読んだ感想や疑問、翻訳の仕事についての活発な意見交換を行い、読書活動に親しむきっかけを提供することができた。</p>			
今後の 方向	<p>今後は学校図書館等と一層の連携を心掛け、図書委員会の活動等を捉えて、ティーンズ委員会の周知を図る。同時に多様な参加者による交流の機会を提供することにより、青少年の読書活動の推進を図る。</p>			
No.43	ブックスタートの実施			図書館
事業の 内容	<p>【開始年度】 平成29年度</p>	<p>【目的】 乳児と保護者が、絵本を通じて心触れ合う楽しい時間を持つきっかけをつくり、良好な子育て環境整備を支援する。</p>	<p>【対象】 市内在住の乳児とその保護者</p>	
	<p>【事業概要】 3～4か月児健康診査時に、ボランティアの協力のもと絵本の読み聞かせ体験を行い、図書館案内や絵本リスト等を紹介したうえで絵本を手渡すことで、親子が触れ合うきっかけをつくるとともに将来にわたり本と親しむ環境を整備する。</p>			
	<p>【令和3年度の具体的取組内容】 ・月2回の3～4か月児健康診査時に、受診した乳児と保護者に対し、図書館案内や絵本リスト等と絵本をセットにして手渡した。受診しなかった方へは自宅へ郵送した。 【絵本配布冊数】1,265冊 ・ボランティア特別研修会として、「コロナ禍のブックスタート」というテーマのもと、複数の自治体のコロナ禍におけるブックスタートの実施方法や、ブックスタートの意義についての講演を行った。</p>			
	<p>【活動指標】 ブックスタート実施日数（日）</p>	R1年度 21	R2年度 22	R3年度 24
事業の 評価	<p>【具体的内容の自己評価】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティアによる読み聞かせは実施できなかったが、絵本の配付により親子が触れ合うきっかけを提供することができた。 ・特別研修会では他自治体の実施方法を聞き、今後の参考にすることができた。 また、研修を実施できたことで、ボランティアのモチベーションの維持につなげることができた。</p>			
今後の 方向	<p>・健康推進課と調整しながら、絵本を通じて親子が触れ合うきっかけとなるよう事業を継続する。 ・With コロナ時代でのブックスタート事業のあり方及びボランティアの活用方法を検討する。 ・事業の質を高めるとともに、職員やボランティア同士の交流を深めるため、読み聞かせボランティアに対する研修方法を検討する。</p>			
No.44	学校図書館への支援			図書館
事業の 内容	<p>【開始年度】 平成18年度</p>	<p>【目的】 学校図書館の効果的な利用を図る</p>	<p>【対象】 学校図書館</p>	
	<p>【事業概要】 学校図書館の運営支援、機能充実のため、学校図書館相談員の巡回及び相談業務を行うとともに、「学校図書館との連携推進事業」として、学校図書館協力員の市内全小・中学校27校への配置及び市立図書館と市立小・中学校との間に調べ学習用図書の配送便を実施する。</p>			

	<p>【令和3年度の具体的取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館相談員 学校図書館相談員2名を仲町図書館に配置し、小・中学校を巡回し相談業務を通し学校図書館の支援を行っている。主な相談内容は、学校図書館システムの操作、同システムを使用した蔵書点検の支援などである。運営面では、購入図書の見本の他、学校でのブックトークなど。 ・学校図書館協力員 市内小・中学校全校に各1名ずつの学校図書館協力員を配置し、学校図書館運営の支援を行っている。司書教諭や図書担当教諭の指示のもと、児童・生徒たちの学校図書館の利用支援や整備等を行っている。 学校図書館協力員に対し、学校図書館システムや授業支援への取組などの研修を実施した。 ・調べ学習用図書の配送便 調べ学習用図書の特別団体貸出を毎週火曜日に全42回実施。小学校19校へ延べ381回、中学校6校へ延べ13回、30,880冊を配送しており、図書館資料の授業への活用が定着してきている。 			
	<p>【活動指標】</p> <p>配送便の配送回数（回）</p>	R1年度	R2年度	R3年度
		335	379	394
事業の 評価	<p>【具体的内容の自己評価】</p> <p>学校図書館協力員の配置により、各校の学校図書館が整備され、児童・生徒の読書活動がより活性化している。また、調べ学習のための資料貸出が定着してきており、教科学習への支援も進んでいる。 授業支援に関する様々な実践方法の習得を目指し、講義及びワークショップを開催し、技能向上を図った。</p>			
今後の 方向	<p>学校図書館の運営支援や機能のさらなる充実のため、学校図書館協力員と学校図書館相談員、図書館との情報共有に努めるとともに研修の充実を図る。GIGAスクール構想に対応する授業支援も視野にさらなる知識の修得を目指す。</p>			
No.45	図書館のあり方の検討			図書館
事業の 内容	<p>【開始年度】</p> <p>平成29年度</p>	<p>【目的】</p> <p>中央図書館の機能の充実及び地区図書館、分室の機能の見直し</p>	<p>【対象】</p> <p>図書館</p>	
	<p>【事業概要】</p> <p>時代の変化に対応した図書館サービスを提供するため、図書館機能の充実と分室機能の見直しについて、市の公共施設マネジメントとも連携し検討する。</p>			
	<p>【令和3年度の具体的取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館協議会がまとめた提言を踏まえ、今後の図書館の方針の策定に向けた検討を進めた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響のため、従来の来館型のサービスに加えて非来館型・非接触型の新しいサービスが全国の図書館で進展してきており、図書館サービスのあり方の見直しが必要となり、Withコロナ時代以降の観点も含めた検討を進めた。 			
	<p>【活動指標】</p>	R1年度	R2年度	R3年度
		—	—	—
事業の 評価	<p>【具体的内容の自己評価】</p> <p>・検討を進めてきた図書館のあり方について、新型コロナウイルス感染症の影響による図書館利用の変化や電子書籍をはじめとした新しいデジタルサービスの進展を踏まえた見直しが必要であるとの方向性を確認できた。</p>			
今後の 方向	<p>図書館利用の変化や新しいサービスの動向も踏まえて、図書館としての方針を令和4年度早期に策定する。</p>			

13 基本的施策13 生涯スポーツの推進

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

- ・市民のスポーツニーズが多様化していることから、「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」(平成29年3月策定)に基づき、小平市体育協会をはじめとした市民スポーツ団体やスポーツ推進委員等のスポーツ指導者との連携・協働体制を充実させ、多世代の生活環境に応じたスポーツ機会の充実や施設の提供、誰もが楽しめるユニバーサルスポーツの推進が求められています。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、地域に根差したスポーツ活動団体、関係機関、大学、地元企業等と連携し、スポーツを通じた気運醸成や市民のスポーツ活動を支える人材の確保・育成が求められています。

主な取組

No.46 スポーツボランティアの発掘・育成事業の実施(市長部局)

No.47 東京2020オリンピック・パラリンピックの成功に向けた事業の実施(市長部局)

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	スポーツボランティアの登録者数(人)	94	106	115
②	スポーツ事業参加者総数(人)	4,219	1,716	4,053

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.46	スポーツボランティアの発掘・育成事業の実施(市長部局)		文化スポーツ課		
事業の内容	【開始年度】 平成15年度	【目的】 スポーツボランティアを発掘・育成し、市内で活動するスポーツ団体やスポーツイベントに派遣し、指導・助言をすることで地域のスポーツ振興に寄与する。	【対象】 市内で活動するスポーツ団体やスポーツイベント		
	【事業概要】 小平市スポーツボランティア登録・派遣制度に基づき、市内のスポーツイベントに積極的に参加し、イベントの運営補助や指導を行っている。 また、新たな人材の発掘とスポーツボランティアのスキルアップと相互交流を図るため、スポーツボランティアに関する研修会や講演会を実施している。				
	【令和3年度の具体的取組内容】 (1)市内の各種スポーツイベントへの参加(受付・会場整理等) ・ニュースポーツデー ・少年少女マラソン大会 ・新春歩け歩けのつどい ・こだいらボッチャ大会 (2)研修会の実施 ・スポーツボランティア研修会				
	【活動指標】 事業参加数(人)		R1年度 136	R2年度 13	R3年度 43
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 令和3年度は、基本的な新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、できる限りスポーツイベントを実施することにより、スポーツボランティアが活躍できる場を確保することができた。 また、スポーツボランティアや障がい者スポーツ支援について、幅広い知見を有する日本スポーツボランティアネットワークと連携し、スポーツボランティア対象の研修会を実施することにより、スポーツボランティアのスキルアップと相互交流を図ることができた。				

<p>今後の方向</p>	<p>今後も、市や小平市体育協会が主催するスポーツイベントだけでなく、日本スポーツボランティアネットワークと連携することで、スポーツボランティアの活動の場を広げていく。また、同時にスポーツボランティア研修会を実施することでスキルアップと意識の向上を図っていく。引き続きスポーツボランティアの活動の機会を多く設け、活躍してもらうことでモチベーションを高めるとともに、地域でのボランティア活動に積極的に参加する人材の育成を行う。</p>			
<p>No.47</p> <p>事業の内容</p>	<p>東京 2020 オリンピック・パラリンピックの成功に向けた事業の実施（市長部局） 文化スポーツ課</p>			
<p>【開始年度】</p> <p>平成 27 年度</p>	<p>【目的】</p> <p>東京 2020 オリンピック・パラリンピックの気運醸成など、大会の成功に向けた支援とともに、スポーツ及び文化の振興を図る。</p>	<p>【対象】</p> <p>市民</p>		
<p>【事業概要】</p> <p>東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、スポーツの普及啓発、海外来訪者の受入体制整備及び障がい者スポーツの振興を目的とした各種事業を実施する。各事業が 2020 年以降も地域に根付くレガシーを創出するため、「市民協働」「官民連携」「庁内連携」を視野に入れ事業を実施する。</p>				
<p>【令和 3 年度の具体的取組内容】</p> <p>(1) スポーツ体験事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも身近な地域で気軽に行えるノルディック・ウォーキングの体験教室を実施 ・障がい者スポーツの普及啓発と障がいへの理解促進を図るため、パラリンピックの正式種目であるブラインドサッカーの体験会を開催 <p>(2) 小平市ゆかりの選手応援イベント</p> <p>東京 2020 大会において、市立小学校出身選手のの応援動画をオンラインで配信し、応援の気運や大会への関心の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小平第三小学校出身 村上茉愛選手（体操） ・小平第十五小学校出身 小田倉真選手（トライアスロン） <p>(3) スポーツ&カルチャーフェスティバル in こだいら</p> <p>東京 2020 大会の魅力発信のため、東京 2020 オリンピック・パラリンピック小平市民プロジェクトと市が協働し、スポーツ、文化芸術、環境をテーマにした展示、体験、ステージイベントを実施</p>				
<p>【活動指標】</p> <p>事業実施数（事業）</p>		<p>R 1 年度</p> <p>8</p>	<p>R 2 年度</p> <p>3</p>	<p>R 3 年度</p> <p>7</p>
<p>事業の評価</p>	<p>【具体的内容の自己評価】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、聖火リレーや観戦プログラムなどの予定していた事業が中止となる不測の事態が生じたが、様々なスポーツ体験やオンラインを活用した小平ゆかりの選手応援企画を実施するなど、コロナ禍に適応した事業を各種展開することができた。</p> <p>ノルディック・ウォーキング体験教室のような、東京 2020 大会の終了後も継続して実施する事業が生まれるとともに、東京 2020 大会開催を契機として高まったスポーツボランティアの活動や市民との協働の気運がレガシー（遺産）として継承されている。</p>			
<p>今後の方向</p>	<p>東京 2020 大会の開催を契機として生まれた事業や関係団体との連携をさらに強化し、小平市のスポーツ振興に寄与するレガシー（遺産）として継承していく。</p>			

14 基本的施策14 郷土愛と後継者の育成

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・平櫛田中彫刻美術館では、平櫛田中と美術館を小平市の小・中学生の間に広く周知していくことが大きな課題となっています。気軽に田中の芸術と生涯に対する理解を深め、ひいては郷土への愛着を高めるような取組を行い、郷土に愛情を寄せるようにしていくとともに、田中芸術のさらなる普及、親しまれる美術館を目指し、美術館の活性化を図ることが求められています。

・鈴木遺跡は、旧石器時代遺跡として都内の遺跡の中でも特に広大な面積を持ち、出土する旧石器の種類が多様で、包蔵量も豊富であり、石器の変遷を旧石器時代最古の段階から縄文時代初頭まで連続して示すなど、国内外で高い学術的価値が認められ、平成24年3月に東京都指定史跡に、令和3年3月には国指定史跡となりました。

今後は、鈴木遺跡のより有効な保存活用を図る必要があります。

・小平市の歴史及び伝統文化の証拠である市内の指定文化財について、適切に維持管理していくためには、所有者・管理者の協力が不可欠です。特に、経年劣化等による修繕を行うにあたっては、伝統的工法による原状回復が必要であり、所有者・管理者は文化財の保存知識に加え大きな財政的負担も求められることから、専門的知見に基づく市からの助言や財政的支援を図る必要があります。

主な取組

No.48 平櫛田中彫刻美術館の活性化（市長部局）

No.49 国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局）

No.50 海岸寺山門の修繕（市長部局）

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	平櫛田中彫刻美術館の来場者数（人）	8,388	5,236	5,811
②	鈴木遺跡関連施設・イベント等参加者数（人）	1,608	1,597	2,779

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.48	平櫛田中彫刻美術館の活性化（市長部局）	文化スポーツ課		
事業の内容	【開始年度】 昭和59年度	【目的】 美術館を維持管理し、作品及び施設を保全公開することにより、市民の文化発展に寄与する。	【対象】 平櫛田中彫刻美術館	
	【事業概要】 美術館の魅力の向上と活性化を図り、平櫛田中の芸術と人間性をより広くアピールするため、企画展示や各種のイベントの実施、情報発信の充実、建物の保全を図る。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 <作品展示> ・平櫛田中に関連するテーマで4回の企画展示を開催した。 <教育普及、文化振興、多文化共生> ・3回の「わくわく体験美術館ウィーク」（期間中の小・中学生の観覧料を無料とし、田中の生涯を描いた漫画を配布）を実施した。 ・市民及び市内団体と協働で様々なイベントを開催し、地域連携を進めた（小平市文化振興財団共催「出前コンサート」、武蔵野美術大学協力「でんちゅうストラット」、庭園公開）。 <情報発信、広報等> ・東京の美術館・博物館共通入館券「ぐるっとパス2021」に参加した。 <建物の保全> ・記念館（平櫛田中の旧宅）の「東京都選定歴史的建造物」選定に向けた準備を進めた。			
	【活動指標】 開館日数（日）	R1年度 277	R2年度 249	R3年度 269

事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 ・企画展示及び各種のイベントの開催により、地域の文化活動との連携が緊密となり、利用者層の拡大等、今後の美術館の活性化につなげることができた。 ・平櫛田中の写真と書簡の整理を進めた。 ・記念館（平櫛田中の旧宅）の「東京都選定歴史的建造物」選定の準備を進めることができた。			
今後の 方向	・令和4年度は、小平市制施行60周年と田中生誕150年を記念して平櫛田中の回顧展を開催するほか、3回の企画展示を実施する。 ・平櫛田中に関係する作品、写真、書簡等の資料整理を行う。 ・記念館の長寿命化を検討する。			
No.49	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局）			文化スポーツ課
事業の 内容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 鈴木遺跡の国指定史跡化を推進して、その保存・活用を図るとともに、市民の文化財に対する関心や愛着を高める。	【対象】 鈴木遺跡及び市民	
	【事業概要】 国史跡鈴木遺跡の保存活用を行う。			
	【令和3年度の具体的取組内容】 (1) 鈴木遺跡保存活用計画の策定 鈴木遺跡が国史跡指定されたのを受け、その保存・活用方法について定める『鈴木遺跡保存活用計画』の策定に着手した（完成は令和4年度）。 計画策定にあたり、有識者及び公募市民からなる「小平市国史跡保存活用計画検討委員会」を組織し、計画内容への助言・検討を行った（合計2回）。 また、鈴木遺跡保存活用計画の様々な関連図面の下図にするための、鈴木遺跡1/1000現況測量図を作成した。 (2) 鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の周知・推進 整備事業の進捗状況について、令和4年2月に鈴木遺跡資料館展示室で1週間、オープンハウスパネル展「鈴木遺跡の今、そして未来」を開催した。 (3) 鈴木遺跡ウォークイベントの実施 「こだいらの遺跡をあるく」を令和4年3月26日に開催した。			
	【活動指標】 計画検討委員会・講座・展示・ウォークイベント・体験講座等開催回数（回）	R1年度 —	R2年度 —	R3年度 4
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 ・国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会を市民公募を含めた10名で立ち上げ、事前の庁内調整課会議を経て2回開催した。これらを通じて『国史跡鈴木遺跡保存活用計画』策定に向けた原案の骨子を作成する議論が深まった。 ・オープンハウスパネル展「鈴木遺跡の今、そして未来」を7日間開催し、見学者に対し学芸員が対面で直接説明し、鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の進捗状況について理解してもらうことができた。 ・鈴木遺跡ウォークイベント「こだいらの遺跡をあるく」を午前・午後開催し、参加者に国史跡鈴木遺跡の立地する地形上の特徴と、遺跡形成理由について理解を深めてもらうことができた。また鈴木遺跡保存管理等用地も見学し、用地の史跡整備の現状についても認識してもらうことができた。			

<p>今後の方向</p>	<p>・令和4年度を目標として『国史跡鈴木遺跡保存活用計画』を完成させ、以後はこの計画に基づき、国史跡鈴木遺跡の保存活用を進める。</p> <p>また、『国史跡鈴木遺跡保存活用計画』の完成後は、それに基づき国史跡鈴木遺跡の『史跡整備基本計画』の策定に着手し、「鈴木遺跡保存管理等用地」の史跡整備設計・整備工事へと繋げ、用地の一般開放を目指す。</p> <p>・鈴木遺跡保存管理等用地の整備完了まで、年1回程度、整備事業の進捗状況について報告するオープンハウスパネル展を開催し、市民に用地整備事業の進捗について報告・周知し、理解を促し、円滑な史跡整備工事の実施及び一般開放に繋げる。</p> <p>・鈴木遺跡ウォークイベントを毎年開催し、現地を歩くことにより、鈴木遺跡の立地する地形上の特徴や鈴木遺跡が形成された理由とそこからわかる国史跡鈴木遺跡の価値について市民への理解促進・普及を進める。</p>				
<p>No.50</p> <p>事業の内容</p>	<p>海岸寺山門の修繕（市長部局）</p>		<p>文化スポーツ課</p>		
<p>【開始年度】</p>	<p>【目的】</p>		<p>【対象】</p>		
<p>令和3年度</p>	<p>小平市指定有形文化財「海岸寺山門」の劣化した茅葺屋根の適切な修繕</p>		<p>小平市指定有形文化財「海岸寺山門」</p>		
<p>【事業概要】</p> <p>小平市指定有形文化財「海岸寺山門」の茅葺屋根について、平成21年の葺き替え後11年が経過し、表面の劣化や屋根を支える構造材に亀裂が入るなど、腐朽が進行している。そのため、2か年計画で山門の古建築学的な調査を行い、山門を後世に継承するための適切な修理方法を検討し、提案する。提案に基づき、山門所有者である海岸寺が山門屋根修繕を行う。</p> <p>なお、所有者から要望があれば修繕工事に対し補助を行う。</p>					
<p>【令和3年度の具体的取組内容】</p> <p>山門の古建築学調査を実施した。</p>					
<p>【活動指標】</p> <p>調査・補助の実施</p>			<p>R1年度</p>	<p>R2年度</p>	<p>R3年度</p>
<p>調査・補助の実施</p>			<p></p>	<p></p>	<p>調査</p>
<p>事業の評価</p>	<p>【具体的内容の自己評価】</p> <p>調査の結果、山門屋根の破損状況について把握できた。</p>				
<p>今後の方向</p>	<p>調査2年目の令和4年度は、令和3年度の破損調査結果を受け、修理方法として、理想・簡易・応急の3案を取りまとめ、山門所有者である海岸寺に報告し、望ましい修理方法について検討を促す。</p> <p>山門所有者である海岸寺から、調査結果を受け山門茅葺屋根修繕工事を実施するにあたり、市へ補助の求めがあった場合は、条例に基づく補助金の交付を検討する。</p>				

15 基本的施策15 多様な主体との連携と施設のあり方の検討

令和3年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・学校給食センターは老朽化が進んでおり、安全でおいしい給食を安定的に提供するためには施設の更新を行います。

主な取組

No.51 学校給食センターの建替え

成果指標

	成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	—	—	—	—

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.51	学校給食センターの建替え		学務課	
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成26年度	安全・安心な給食を安定して提供するため学校給食センターの施設更新を行う。	新たな学校給食センター	
	【事業概要】			
	昭和57年に設置してから目標耐用年数の25年を過ぎ、老朽化が進む学校給食センターについて衛生管理の徹底、アレルギー対応等の課題に対応するため施設更新を行う。			
事業の内容	【令和3年度の具体的取組内容】			
	「小平市立学校給食センターの建替えに向けた基本的な方向性」に基づき、PFI手法による施設更新の手続きを進めている。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 事業契約締結 ・令和3年4月 旧学校給食センターの解体工事に着手。代替給食の提供開始 ・令和3年11月 新学校給食センターの建設工事開始 			
事業の内容	【活動指標】	R1年度	R2年度	R3年度
		—	—	—
事業の評価	【具体的内容の自己評価】			
	<p>PFI事業者による旧学校給食センターの解体工事及び新学校給食センターの設計業務が完了し、建設工事を進めることができた。</p> <p>建替え期間中の弁当給食については、中学校の生徒に対してアンケートを実施し、献立作成に活用することで、内容の充実を図った。また、食材納入や調理工程、給食配送方法等について弁当給食調理・配送事業者と調整を行うことにより、円滑な調理・配送の流れを構築することができた。</p>			
今後の方向	<p>令和5年2月からの新学校給食センターにおける給食調理の開始に向け、建設工事及びその他の施設整備を進める。</p> <p>また、調理・維持管理業務を担う事業者と献立や調理工程についての事前調整を進める。</p>			

16 その他事業（基本的施策に該当しないもの）

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.52	(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定			教育総務課										
事業の内容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 新たな教育課題を踏まえ、小平市の教育が今後目指すべき方向性と、その実現のための施策を明示し、これらを総合的・体系的に推進する計画を策定することにより、教育の振興を図る。	【対象】 市教育施策											
	【事業概要】 現行計画の計画期間が令和4年度で終了するため、新たに令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする(仮称)第二次小平市教育振興基本計画の策定を行う。 新たな計画策定にむけ、実態調査などに基づく現行計画の検証及び市の教育の現状把握や課題整理を行い、学識経験者、教育機関及び関係団体の代表者、公募市民などを構成員とする検討委員会において計画案を検討する。													
	【令和3年度の具体的取組内容】 (1)実態調査 市の教育の現状を把握し、新たな計画の基礎資料とすること及び現行計画に掲げる数値目標の達成状況の確認を行うためのアンケート調査を実施。調査項目は、庁内検討委員会及びその下部組織である部会で検討。 ①対象者 児童・生徒、教員、保護者、5歳児童の保護者、市民 ②実施時期 10月19日～11月19日 (2)第二次小平市教育振興基本計画検討委員会の開催 学識経験者、教育機関及び関係団体の代表者、公募市民などを構成員とする検討委員会を設置し、新たな計画案検討に向けた検討を行った。													
	【活動指標】 第二次小平市教育振興基本計画検討委員会の開催回数(回)	R1年度	R2年度	R3年度										
					2									
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 調査結果を報告書としてまとめ、現行計画に掲げる目標値の達成状況の確認とともに、教育に係る現状把握ができた。また、調査結果から見える課題案として4項目に分けて整理し、新たな計画策定に向けた基礎資料を作成することができた。													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 85%;">課題(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもの現状について</td> <td> 学習に関すること ①基礎基本の確かな定着と活用力の向上②指導方法の工夫改善③組織的かつ計画的な教育活動の質の向上④ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実⑤ICTを活用した子どもの可能性を拓く資質・能力の育成 体の育成に関すること ①運動習慣の定着と意欲の向上②基本的な生活習慣の確立 心の育成に関すること ①主体的に判断し適切に行動する力の育成②子どもたちが見通しをもって粘り強く取り組む力の育成③子どもたちの思いやりや共生する心の育成④いじめ防止の対応に向けた取組⑤不登校児童・生徒への対応⑥自己肯定感の高揚⑦子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた学びの最適化⑧共に学ぶ環境や仕組みの充実⑨社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成 </td> </tr> <tr> <td>学校・教員のあり方及び教育環境について</td> <td> ①教職員の資質向上のための研修の充実②学校内の日常的教育活動でOJTによる資質・能力の向上③学校・教員への信頼向上④子どもと向き合う環境づくり⑤コンプライアンス意識が醸成された職場環境の構築⑥教職員のメンタルヘルスの保持増進⑦学校施設の環境改善⑧個別最適な学びと協働的な学びを実現する環境整備 </td> </tr> <tr> <td>家庭・学校・地域のかかわり</td> <td> ①家庭の教育力の向上②危機回避能力の育成と家庭・地域の意識の向上③連携・協働体制の維持・充実④人材の効果的な活用⑤地域とともにある学校づくり⑥地域と学校の連携・協働に対する学校の理解促進⑦通学路を含めた学校内外の安全対策 </td> </tr> <tr> <td>生涯学習に関すること</td> <td> ①学習活動の成果の地域への還元及び地域人材の育成②情報拠点としての図書館の充実③子どもの読書環境の整備④学校と図書館の連携強化⑤運動習慣の定着⑥市民のニーズに応じたスポーツの推進⑦市の伝統・文化の認知度と意識の向上⑧詩の伝統・文化の保存・活用 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	課題(案)	子どもの現状について	学習に関すること ①基礎基本の確かな定着と活用力の向上②指導方法の工夫改善③組織的かつ計画的な教育活動の質の向上④ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実⑤ICTを活用した子どもの可能性を拓く資質・能力の育成 体の育成に関すること ①運動習慣の定着と意欲の向上②基本的な生活習慣の確立 心の育成に関すること ①主体的に判断し適切に行動する力の育成②子どもたちが見通しをもって粘り強く取り組む力の育成③子どもたちの思いやりや共生する心の育成④いじめ防止の対応に向けた取組⑤不登校児童・生徒への対応⑥自己肯定感の高揚⑦子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた学びの最適化⑧共に学ぶ環境や仕組みの充実⑨社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成	学校・教員のあり方及び教育環境について	①教職員の資質向上のための研修の充実②学校内の日常的教育活動でOJTによる資質・能力の向上③学校・教員への信頼向上④子どもと向き合う環境づくり⑤コンプライアンス意識が醸成された職場環境の構築⑥教職員のメンタルヘルスの保持増進⑦学校施設の環境改善⑧個別最適な学びと協働的な学びを実現する環境整備	家庭・学校・地域のかかわり	①家庭の教育力の向上②危機回避能力の育成と家庭・地域の意識の向上③連携・協働体制の維持・充実④人材の効果的な活用⑤地域とともにある学校づくり⑥地域と学校の連携・協働に対する学校の理解促進⑦通学路を含めた学校内外の安全対策	生涯学習に関すること	①学習活動の成果の地域への還元及び地域人材の育成②情報拠点としての図書館の充実③子どもの読書環境の整備④学校と図書館の連携強化⑤運動習慣の定着⑥市民のニーズに応じたスポーツの推進⑦市の伝統・文化の認知度と意識の向上⑧詩の伝統・文化の保存・活用			
	項目	課題(案)												
	子どもの現状について	学習に関すること ①基礎基本の確かな定着と活用力の向上②指導方法の工夫改善③組織的かつ計画的な教育活動の質の向上④ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実⑤ICTを活用した子どもの可能性を拓く資質・能力の育成 体の育成に関すること ①運動習慣の定着と意欲の向上②基本的な生活習慣の確立 心の育成に関すること ①主体的に判断し適切に行動する力の育成②子どもたちが見通しをもって粘り強く取り組む力の育成③子どもたちの思いやりや共生する心の育成④いじめ防止の対応に向けた取組⑤不登校児童・生徒への対応⑥自己肯定感の高揚⑦子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じた学びの最適化⑧共に学ぶ環境や仕組みの充実⑨社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成												
	学校・教員のあり方及び教育環境について	①教職員の資質向上のための研修の充実②学校内の日常的教育活動でOJTによる資質・能力の向上③学校・教員への信頼向上④子どもと向き合う環境づくり⑤コンプライアンス意識が醸成された職場環境の構築⑥教職員のメンタルヘルスの保持増進⑦学校施設の環境改善⑧個別最適な学びと協働的な学びを実現する環境整備												
	家庭・学校・地域のかかわり	①家庭の教育力の向上②危機回避能力の育成と家庭・地域の意識の向上③連携・協働体制の維持・充実④人材の効果的な活用⑤地域とともにある学校づくり⑥地域と学校の連携・協働に対する学校の理解促進⑦通学路を含めた学校内外の安全対策												
生涯学習に関すること	①学習活動の成果の地域への還元及び地域人材の育成②情報拠点としての図書館の充実③子どもの読書環境の整備④学校と図書館の連携強化⑤運動習慣の定着⑥市民のニーズに応じたスポーツの推進⑦市の伝統・文化の認知度と意識の向上⑧詩の伝統・文化の保存・活用													
【今後の方向】 アンケート調査結果等の分析から市の教育の現状と課題を踏まえ、今後10年先を見据えた新たな教育振興基本計画の策定を行う。														

IV 学識経験者からの意見

元国立音楽大学教授 新藤 久典

1 総論

小平市教育振興基本計画に基づく「令和3年度基本的な方向及び主な取組」に関する点検及び評価を具に拝見しました。今年度はこの「点検及び評価」がより分かりやすい形で整理され、内容的にも各取組の評価の深浅や表現を可能な限り統一するなど、市民にとってより理解しやすい報告書となったことは高く評価できます。「基本的施策」については、「令和3年度に向けての課題」で、施策を推進する上での課題がコンパクトに整理され、施策の意義と価値付けが明確にされています。さらに、関連する取組が一つにまとめられ、過去3年間の「成果指標」で数値化・可視化され、各取組の進展が経年変化で見ることができるよう工夫されたことも、施策の意義と価値に対する市民の理解を助け、協力を得られやすくする点で大いに評価できます。各取組の評価においては、「活動指標」と簡潔に整理された「事業の評価（自己評価）」及び「今後の方向性」により、各取組の改善・発展の方向が分かりやすくまとめられている点も、市民の理解と協力を高めるものと考えます。

このように、本報告書を読むと、令和4年度に最終年を迎える教育振興基本計画に掲げる目標が着実に達成されつつあることを見て取ることができます。

令和3年度は、緊急事態宣言の中でスタートしましたが、第6波が終息するとともに、宣言が解除され、徐々にコロナ以前の落ち着いた日常が取り戻せるかと、大きな期待を抱かせました。しかし、年末から春にかけ、変異株「BA.5」の登場により、より一層先を見通すことができない新たな段階に突入してしまいました。そのような状況下、学校は、「ゼロ・コロナ」から「with・コロナ」への転換を求められる中、その役割を厳しく見つめ直し、「誰も取り残さない」教育を実現し続けるために、あらゆる努力を積み重ねてきています。その真摯な姿には改めて敬意を表します。中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～』（令和3年1月）において、GIGAスクール構想に基づき、ICT機器の活用等によるより一層きめ細かな個に応じた教育の更なる充実を求めました。教員の資質能力の向上は、これまで以上に厳しく求められます。こうした課題は、最早、一人一人の教員や学校の努力だけでは解決することは不可能です。学校と家庭・地域社会との連携は、戦後一貫して求められてきている課題ですが、その成果と果実はまだ実っていません。今こそ、量的な拡大にとどまらず、質的な進化が強く求められています。そのためには、教育委員会の施策の先見性と推進力の確かさがますます重要となります。教育関係者はこうしたこと肝に銘じ、子供たちのために一層高いレベルに到達できるよう邁進されることを期待します。

2 個別事業への意見

○基本的施策1 確かな学力の向上

- No.1「学習補助員制度の創設による支援体制の再構築」については、先見性に富む取組として評価します。総論でも述べたように、次々と新たな課題に直面する学校に対しては、学校の実態に応じた柔軟できめ細かな支援が必要です。各自治体も各種の補助員制度を推進していますが、それらを見ると、使い道が限定されたものが多く、ある学校には非常に効果的でも他の学校では上手く使えないという問題がありました。そこで、小平市では、令和3年度に、それを見直し、各学校がそれぞれの実態に即して活用できる道を開きました。これからの教育行政に

求められるのは、このような各学校の実態に即した「個別最適」な施策の推進です。今後もこのような見直し、新たな施策の創設を期待します。

- No.54「G I G Aスクール構想の実現に向けた整備環境」は、その充実が求められる最喫緊の課題です。ハード面の整備は、どの自治体においても国の補助金を活用してある程度進めることが可能です。しかし、実施本体である学校にとって、最も必要なのは人的な措置を含むソフト面での先見性に富む施策の更なる推進です。今後も、点検及び評価に基づき、絶えず見直しを図り、必要な改善を心がけていただくことを期待します。

○基本的施策3 豊かな心の育成

- No.13「いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進」については、4年前に改定された「小平市いじめ防止基本方針」を受け、各学校は学校としての「いじめ防止基本方針」を策定しています。小平市の方針は各学校に浸透していると見て取ることができます。しかし、学校が認知したいじめの件数やその内容、解消に向けた取組状況を詳しく見てみると、学校によって大きな温度差があることがわかります。特に気になるのは、基本方針に基づき各学校が設置しているいじめ問題対応組織が正しく機能しているかどうかという点です。本来、この組織はいじめを未然に防止する学校独自の方針や取組を常に見直し、バージョンアップさせるための組織であるはずですが、学校によっては、認知したいじめへの対応にのみ注力し、本来の機能を果たしていないのではないかと心配される事例が散見されます。日々の授業や業務に追われる中で、限られた時間の中で開催される会議は、管理職による運営の方針が明確に示され、毎回の議題も事前に示され、所属職員がそれぞれの対案を持って出席すること、司会役は効率的な会議の運営を可能とする能力を高める研修を受け、自らも努力することなどが求められます。いずれにしても、組織が有効に機能するためには管理職の働きが絶対必要条件です。市としても、きめ細かな学校への支援が期待されます。
- No.15「人権教育の推進」については、戦後一貫して学校の教育課程に示す「教育目標」、「教育目標を達成するための基本方針」等のトップに位置付けられ、校内研究の大きなテーマでもあります。しかし、総務省が毎年実施する人権週間（12月4日～10日）で示す「啓発活動強調事項」（令和3年度は17項目）を見ると、どれもその解決は容易ではなく、深刻な問題です。人権問題の解決には、人権教育の推進により、児童生徒の人権感覚を高め、人権意識を涵養するしかないことも自明の理です。その際、我々大人が意識すべきことは、「私は自覚することなく日常的に差別や偏見を抱いて生きている存在である」という自覚をもつこと、そして、自分の言動を自省的に振り返り続けることです。特に、子供と直接関わる教員には最も強く求められることです。校内研究会においても、この事実を根底において、謙虚に学ぶ姿勢を保つことを期待します。

○基本的施策6 教員の資質向上

- No.21「服務事故再発防止の取組の実施」については、公立学校の教員の任用に伴う意識の在り方に注目したいと考えます。現在、公立学校の教員は平均4年前後で異動を繰り返します。そのため、勤務校や勤務地に対する「愛着心」を抱くことが困難であると言われていています。しかし、それは勤務実態としてやむを得ない面があります。では、公立学校の教員には何が求められるのでしょうか。私は、「看板を背負っている」という自覚にあると考えています。どの学校に赴任しても、まず、学校に入るとき、出勤簿に押印するとき、この「看板」（例えば、「子供一人一人を尊重し、絶対体罰をしない」など）を心で唱えるなど、常に掲げて日々の授業・業務に臨むことです。そして、退勤時、今日一日を振り返り、この看板に恥じる行為はしなかつ

たか、危ない場面は無かったかを問い続ける姿勢を堅持することが大切であると考えます。

3 全体としてさらに望まれること

以上見てきたように、小平市教育委員会の施策立案力、実施推進力は非常に高いものがあり、他の自治体の模範でもあると評価しています。それは、この「点検及び評価」報告書の内容を見ればよく理解できることです。

しかし、残念ながら、小平市に限らず、いずれの自治体もこうした施策の企画・推進に必要な人材の確保・育成は遅れていると言わざるを得ません。というよりは、教育施策に関しては、国の方針等に振り回される事が多く、補助金等も含めた国の施策が確定してから動き出さざるを得ないという実態があります。しかし、Society5.0 社会においては、国や東京都の施策が固まるのを待っていては後手に回るばかりで、学校を励まし助ける、つまり、子供たちにとって最善の教育を保障することが充分に行えません。教育施策に関して、文部科学省は中央教育審議会を設置し、各方面の専門家を結集して10年、20年先の教育の在り方について審議していますが、各自治体も、教育関係者に限らない幅広い専門家、市民による施策研究・提言組織を常設し、迅速な対応を可能とすることが肝要であると考えます。そこで、これからの教育の進むべき道筋を示し、施策提言を可能とする「小平市教育研究センター（仮称）」のような組織設立が望ましいと考えます。東京都は都立教育研究所及び多摩教育研究所を、「教育の世紀」とも言われる21世紀の初頭、平成13年度に廃止するという愚策を断行しました。国や文部科学省の研究や提言を凌ぐ研究とその推進を担う人材の育成・輩出は、当時の文部科学省から一目置かれ、期待もされていました。各種研修会や校内研究会等には、文部科学省の教科調査官を招くよりも東京都教育委員会の指導主事を招く方が勉強になると言われ、その姿を見て指導主事を志す教員は沢山いました。しかし、今はその見る影も、跡形もありません。このことは、研究と人材育成という役割を担う組織を失ったら文部科学省の方針等に依存せざるを得ない、それに先んじたり、それを超える施策の策定・推進が不可能になることを証明しています。新型コロナウイルス感染症という予測不能な危機との遭遇を謙虚に受け止め、国や都道府県に比べれば小さな一自治体ではあっても、子供・家庭・地域の住民の願いが直ぐ側で聞け、施策の効果等を手に取るように把握できるという優位性を生かし、子供たちのための最善の教育を実現するために、そのような組織の立ち上げを期待します。組織は建物や予算規模ではなく、組織運営の基本方針であり、迅速で効力のある組織であり、そのための人材確保・育成が肝なのです。

1 総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、令和 3 年度の年次計画に掲げた 51 事業と、教育員会が特に重要と認める 3 事業、合わせて 54 事業の自己点検・評価について資料で確認した。また特にその中の 26 事業については口頭での説明と質疑応答をへて詳細に確認した。

令和 2 年度から続く新型コロナウイルス感染症の影響が依然事業内容に及んでいることは否定できないが、すべての事業において、学習・教育環境を可能な限り維持し、厳しい状況の中でも工夫をこらして実施していることを確認することができた。また、多くの事業において教職員はもちろんのこと、さまざまな支援員・指導員・委員などの人材が各々の専門性や立場を活かして事業に携わっており、連携・協働が充実した事業運営の基盤となっていることを再認識した。総じて、小平市教育振興基本計画の目標・基本理念に沿って事業目的が達成されていると評価できる。

今年度の点検・評価票においては、教育振興基本計画の 15 の基本的施策ごとに集約され、施策ごとに「基本的な方向」「主な取り組み」「成果指標」が示された。また事業ごとには「開始年度」「目的」「事業概要」「具体的取組内容」「活動指標」「具体的内容の自己評価」「今後の方向性」という項目で詳細な記述があった。施策ごとに取りまとめられることによって、計画と評価の関係がより明確になり、目標-取り組み-成果と課題-今後の方向性という流れが、伝わりやすくなった。

2 個別事業への意見

- No.3「ICT 支援員の配置」については、教員個人のICT活用能力を育成するだけでなく、学校組織として ICT活用を実現していく学校内の推進体制の整備に取り組むことで、継続的な発展にしていこうとする点において高く評価できると感じた。
- No.18「小・中学校におけるキャリア教育の推進」では、職業調べやキャリア・パスポートの作成などの取り組みを行った一方で、昨年度に引き続き中学校の職場体験が中止となり代替事業となったことが、新型コロナの影響でやむを得ないこととはいえ残念に感じた。受け入れ事業所との準備や調整があるため他事業より一層実施が困難であることは十分理解できるが、約 5 日間の職場体験は生徒の勤労観・職業観や地元への愛着心の醸成、自立心の育成など実際の体験と交流を通してのみ得られる貴重な機会であるため、実現に向けた方策を検討してほしい。
- No.22「体験型地域理解研修の実施」では、新規に採用された教員や転入した教員に対し、小平市への理解促進と愛着心の醸成を目的に、令和 3 年度は平櫛田中彫刻美術館と連携して実施したものであるが、教員が地域の社会教育施設を訪問し、実際に実習・体験して学ぶ、地域資源を活かした研修機会として評価できる。教職員の多忙化の中で、研修の企画運営・参加も難しい側面もあるが、公民館や図書館、博物館などでは数多くの地域資源を活かした、あるいは地域と連携した講座・学級が開催されているので、これらを研修として活用するのも有効ではないだろうか。
- No.38「地域と連携したジュニア向け講座の実施」では、こだいら観光まちづくり協会、多摩六都科学館、職業能力開発総合大学校、公民館で活動するサークルなど、さまざまな団体・組織等と連携して多様なコースを実施している。社会教育事業の自前主義からの脱却が提起されてしばらく経つが、このように豊かな地域の人的資源を活用することは、地域の教育力の育成や、地域のつながりづくり、次世代育成と世代継承、団体の活性化などにつながっていくと感じた。
- No.42「なかまちテラスティーンズ委員会の開催」では、対面とオンラインをうまく組み合わせ委員会の開催するなど、工夫が見られた。図書館では、双方向型・体験型のオンラインイベントを開催するなど、新型コロ

新型コロナウイルス感染症の影響がある中でもいろいろな試行錯誤をして住民サービスの質・量を落とさない取り組みがなされていることが印象的だった。

3 全体としてさらに望まれること

自己点検・評価票の見直しによって、計画と評価の関係が明確となり、成果と課題が分かりやすくなった一方で、これら計画や評価をどのように多くの教職員、協力者、関係者、および市民と共有し活かしていくか重要になってくるだろう。さまざまな人が関わって事業が実施されているが、自己点検・評価票を実際に目にする人は限られているのではないだろうか。事業を実際に担当する教職員が、目の前の事業運営をこなすことだけに注力するのではなく、事業全体の目的や位置づけ、成果と課題などを共有することによって、力量形成やエンパワメントにつながると考えられる。評価の共有と活用について、検討いただきたい。

基本的施策ごとに置かれた「成果指標」、事業ごとに設置された「活動指標」については、引き続き検討の必要があるだろう。数値的指標を過度に重視することは避けるべきだが、事業の実施状況をとらえる客観的な視点を何にするべきか、担当内で議論を重ねることが、事業改善に向けた意味ある点検・評価のために必要なことではないだろうか。

V 資料編

《資料1》

小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針

平成20年12月18日

小平市教育委員会決定

改正 平成26年4月1日

改正 平成27年4月1日

1 趣旨

小平市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年度、自らの権限に属する事務（同法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の主要な事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。
- (2) 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。）とする。
- (3) 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。
- (4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は、1年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。
- (5) 委員会は、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の
実施に関する要綱

平成20年12月18日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 主要な事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 主要な事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。以下同じ。）とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に
関する有識者設置要綱

平成20年12月18日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する、点検・評価に関する有識者の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 要綱に規定する点検及び評価に当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）に点検・評価に関する有識者を設置する。

(有識者の数)

第3条 点検・評価に関する有識者は2人以内とする。

(委嘱)

第4条 点検・評価に関する有識者は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 点検・評価に関する有識者の委嘱期間は、1年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 点検・評価に関する有識者は、委員会の求めに応じ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施にあたり、事業の進捗状況、課題及び今後の取組の方向性等について、意見を述べるものとする。

(職務上の注意)

第7条 点検・評価に関する有識者は、委員会の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委嘱を解かれた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

点検・評価の経緯

<p>令和4年 4月</p>	<p>教育委員会各課(館)及び市長部局の担当課にて、自己点検・評価を実施(点検・評価票を作成)</p>								
<p>7月19日(火)</p>	<p>第1回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催</p> <table border="1" data-bbox="480 439 1377 947"> <tr> <td data-bbox="488 439 632 483">時 間</td> <td data-bbox="632 439 1377 483">午後3時～午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 483 632 528">場 所</td> <td data-bbox="632 483 1377 528">小平市役所 庁議室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 528 632 658">主な内容</td> <td data-bbox="632 528 1377 658">点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 658 632 947">出席者</td> <td data-bbox="632 658 1377 947"> ≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、学務課長、 教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長 </td> </tr> </table>	時 間	午後3時～午後5時	場 所	小平市役所 庁議室	主な内容	点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換	出席者	≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、学務課長、 教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長
時 間	午後3時～午後5時								
場 所	小平市役所 庁議室								
主な内容	点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換								
出席者	≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、学務課長、 教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長								
<p>7月26日(火)</p>	<p>第2回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催</p> <table border="1" data-bbox="480 1059 1377 1568"> <tr> <td data-bbox="488 1059 632 1104">時 間</td> <td data-bbox="632 1059 1377 1104">午後3時～午後4時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1104 632 1149">場 所</td> <td data-bbox="632 1104 1377 1149">小平市役所 505会議室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1149 632 1279">主な内容</td> <td data-bbox="632 1149 1377 1279">質疑・応答 学識経験者からの講評</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1279 632 1568">出席者</td> <td data-bbox="632 1279 1377 1568"> ≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、学務課長、 教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長 </td> </tr> </table>	時 間	午後3時～午後4時	場 所	小平市役所 505会議室	主な内容	質疑・応答 学識経験者からの講評	出席者	≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、学務課長、 教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長
時 間	午後3時～午後4時								
場 所	小平市役所 505会議室								
主な内容	質疑・応答 学識経験者からの講評								
出席者	≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、学務課長、 教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長								
<p>8月19日(木)</p>	<p>教育委員会8月定例会に「小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和3年度分－報告書」を付議</p>								

小平市教育委員会事務の点検及び評価
－令和3年度分－
報告書

令和4年9月発行

編集・発行 小平市教育委員会 教育部教育総務課
〒187-8701
東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
TEL 042-346-9568
FAX 042-346-9578
電子メール kyoikusomu@city.kodaira.lg.jp

価格 ¥290